

平成19年度

# 多摩市の財政状況

(決算の概要)

多 摩 市

## 内容

<b>1 はじめに</b> ～多摩市の財政状況！過去の推移と課題、そして将来は？～	1
<b>2 歳入の状況</b>	2
(1) 多摩市の歳入構成の推移	
(2) 多摩市の歳入の構成と他市との比較	3
<b>3 市税の推移</b>	4
(1) 市税の内訳はどうなっているのか	
(2) 税等の未納状況 本来支払うべき税や各種使用料等を納めていないのは...	5
〔コラム〕 減税と市の財政の関係は？	6
〔コラム〕 減税を含めた税制改正と市の財政の関係は？	
<b>4 歳出の状況</b> ～収入（歳入）の使い道はどうなっているのか～	7
(1) 目的別経費の推移 ～どのような目的に使われたのか～	
① 目的別経費の推移	
② 主な目的別経費の推移	8
(2) 性質別経費の推移と他市との比較 ～どのような内容に使われたのか～	9
① 性質別経費の推移	
② 各市の性質別経費の割合 その1	10
③ 各市の性質別経費の割合 その2	
④ 義務的経費の推移	11
⑤ 義務的経費の内訳の推移	
(3) 性質別経費の分析：人件費	12
① 平成19年度 26市における市民一人あたりの人件費と総額に占める割合	
② 26市における職員平均年齢と市民千人あたり職員数	
③ 人件費と歳出総額に占める割合の推移	13
④ 多摩市の職員数の推移	14
(4) 性質別経費の分析：扶助費	15
① 平成19年度 26市における市民一人あたりの扶助費と総額に占める割合	
② 扶助費と歳出総額に占める割合の推移	
③ 扶助費の内訳の推移	16
④ 市税と扶助費の変動状況：平成4年度を100とした場合の指数の推移	17
(5) 性質別経費の分析：公債費	18
① 平成19年度 26市における市民一人あたりの公債費と総額に占める割合	
② 公債費と歳出総額に占める割合の推移	
(6) 性質別経費の分析：物件費	19
① 平成19年度 26市における市民一人あたりの物件費と総額に占める割合	
② 物件費と歳出総額に占める割合の推移	
(7) 性質別経費の分析：補助費等	20
① 平成19年度 26市における市民一人あたりの補助費等と総額に占める割合	
② 補助費等と歳出総額に占める割合の推移	
③ 補助費等の内訳	21

<b>5 基金・積立金の状況 ～多摩市の「貯金」の状況は？～</b>	22
(1) 26市における基金・積立金の状況	
①平成19年度 26市における市民一人あたりの基金残高	
②平成19年度 26市における市民一人あたりの基金増減額と総額に占める割合	
(2) 多摩市における基金・積立金の推移	23
①基金の積立と取崩状況の推移	
②基金の内訳と推移	24
<b>6 地方債・公債費の状況 ～多摩市の「借金」の状況は？～</b>	25
(1) 地方債の推移	
①地方債の残高と市民ひとり当り残高	
〔コラム〕世代間の公平負担	
②地方債発行額と市民ひとり当り発行額	26
③「多摩市戦略プラン」終了年度までの公債費予測	27
(2) 債務負担行為の推移	28
①債務負担行為残高と市民ひとり当り残高の推移	
(3) 市民ひとり当り「貯金」と「借金・ローン」	29
①市民ひとり当り基金及び地方債・債務負担	
②平成19年度 26市における市民ひとり当りの借金・ローン	
<b>7 財政指標からみる多摩市の状況</b>	30
(1) 財政力指数の推移	
①財政力指数の推移	
②平成19年度 26市の財政力指数	31
(2) 公債費に関する指標の推移	32
①公債費負担比率の推移	
②公債費比率の推移	33
③平成19年度 26市の公債費比率	
(3) 経常収支比率の推移	34
①経常収支比率の推移	
②平成19年度 26市の経常収支比率	35
③各市の経常収支比率・財政力指数の関係	
〔コラム〕進む硬直化	36
(4) 平成19年度 健全化判断比率等の状況	37
①健全化判断比率	
②資金不足比率	
③健全化判断比率等の概要について	38
〔コラム〕実質収支額（剰余金等）を使って財政指標を算定してみると...	40
（参考）平成19年度健全化判断比率等の算定結果の詳細について	41

# 1 はじめに ～多摩市の財政状況！過去の推移と課題、そして将来は？～

「給料が上がった実感はないのに、負担ばかりが増える気がする」、「行政は財政が厳しいと言うけれどなぜ厳しいの？」そんな疑問をお持ちではありませんか？ここでは、決算からみる多摩市の財政状況ができる限り分かりやすく説明してみました。

市に入ってくる収入(歳入と言います)の状況や歳入をどのようなことに使っているのか(歳出)、また歳入と歳出のバランス、財政の状況を計る各種指標、他の市との比較等を通じて、多摩市の財政状況を見てみます。

そして、課題や特徴を浮き彫りにしながら、将来の展望もしてみます。

多摩市は多摩ニュータウンの開発とともに発展してきました。人口が急激に伸びるとともに、市税も急激に伸びてきました。その税金を活用して、様々な市民サービスの充実や公共施設の建設等を行ってきました。昭和46年の初期入居から37年たち、市内のニュータウン開発が収束し成熟期に入った多摩市は、今、こんな状況です。

## 【平成19年度決算の特徴】

平成18年度決算と比較して、経常一般財源の総額が減少しています。歳入の総額は約17億円も増えているのに、そのうちの経常一般財源は約5億円も減っています。経常一般財源は、市税や地方譲与税などの、市にとっては最も重要な財源であり、経常収支比率算出の分母にもなります。税源移譲などにより市税の総額は増えましたが、逆に地方譲与税や地方特例交付金がそれを上回って減ったためです。

経常一般財源が5億円減ったことが主な要因で経常収支比率は上昇し、依然として財政の硬直化が進んでいると言わざるを得ませんが、財政力指数などとともに、26市の平均より良好な数値となっています。

『多摩市の財政状況』を土台に『行財政診断白書』等の要素を取り入れて作成しています

『多摩市の財政状況』は、平成11年度からその前の10年間を振り返り、財政に関する情報を市民の皆さんと共有するための一助となるように作成を開始しました。一方『行財政診断白書』は、平成13年度を起点に過去20年間を振り返り多摩市の課題を洗い出したものです。

この『多摩市の財政状況』は、これまでの財政状況を土台とし、『行財政診断白書』その他の資料の要素を取り入れながら、財政の基本的な状況を他市との比較や経年変化で解説したものです。

秋には『わかりやすい多摩市の財政状況』として生まれ変わります

この『多摩市の決算状況』は、決算委員会にあわせて作成したものです。秋には、決算の概要、主要施策や基金の運用についての解説、バランスシートなどの財務諸表、基礎データ一覧などと合体した『わかりやすい多摩市の財政状況』として生まれ変わります。ぜひそちらもごらんください。

数値は「普通会計」によるものです

### ○一般会計とは

地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して計上する会計であり、特別会計で計上される以外のすべての経理を一般会計で処理しなければならないこととされています。

一方、「特定の事業を行なう場合」や「特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合」については、法令で設置が義務づけられているもののほか、条例によって特別会計を設置することができます。

### ○普通会計とは

地方財政統計上で統一的に用いる会計区分です。一般会計・特別会計の区分などは地方公共団体により異なっていますが、普通会計を用いれば同じ条件での比較ができます。

### ○構成

経年変化は、過去からの流れをグラフで、具体的な数値は近年7年分を表で示しています。他市との比較は平成20年度8月下旬時点の数値を用いています。

## 2 歳入の状況

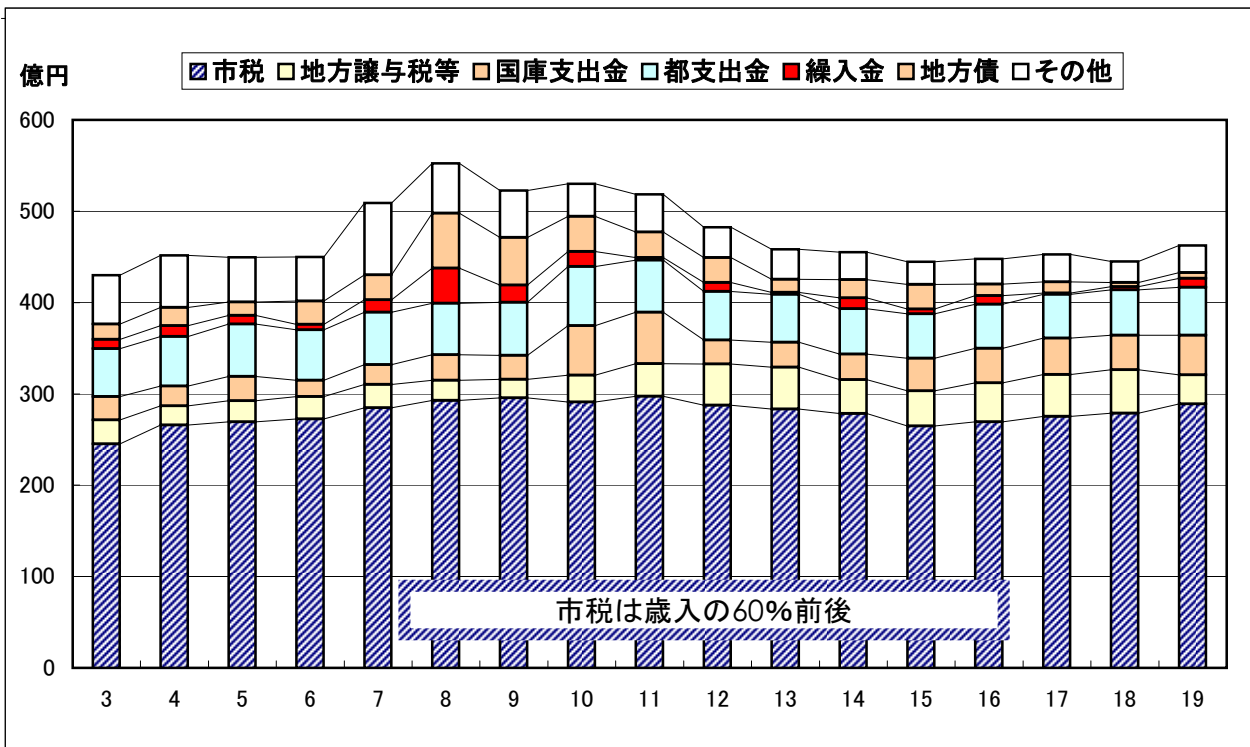
では歳入の様子をみてみましょう。

### (1) 多摩市の歳入構成の推移

平成7年度から11年度のあたりまでは大型の施設整備が相次ぎ、それに伴う国や都からの補助、基金の取崩し、地方債借入などで歳入があがっていましたが、近年はほぼ横這いの状況でした。平成19年度は、市税が税源移譲等により約10億円の増、繰入金約7億円の増となっているなどにより、歳入総額は約17億円(前年度比3.9%)の増となっています。

どの年度でも多摩市の歳入で一番大きなウエイトを占めているのが、市民の皆さんの市税です。平成19年度決算における構成比では63%となっています。

#### ① 多摩市の歳入構造の推移



単位: 千円、%

年度	13	14	15	16	17	18	19
市税	28,355,193	27,844,783	26,476,482	26,939,055	27,550,456	27,867,998	28,901,180
構成比	61.9	61.2	59.5	60.2	60.8	62.6	62.5
地方譲与税等 ※1	4,556,045	3,713,474	3,852,492	4,261,042	4,562,806	4,756,232	3,192,924
構成比	9.9	8.2	8.7	9.5	10.1	10.7	6.9
国庫支出金	2,753,423	2,786,502	3,564,146	3,782,435	3,998,599	3,810,216	4,314,683
構成比	6.0	6.1	8.0	8.4	8.8	8.6	9.3
都支出金	5,236,568	4,989,509	4,874,213	4,839,314	4,799,640	4,961,880	5,248,036
構成比	11.4	11.0	11.0	10.8	10.6	11.1	11.3
繰入金	208,183	1,164,735	514,508	931,696	115,798	335,209	995,070
構成比	0.5	2.6	1.2	2.1	0.3	0.8	2.2
地方債	1,441,000	2,016,600	2,715,300	1,263,800	1,241,000	477,700	621,200
構成比	3.1	4.4	6.1	2.8	2.7	1.1	1.3
その他 ※2	3,291,186	2,987,996	2,471,856	2,765,517	3,007,943	2,304,725	2,976,993
合計	45,841,598	45,503,599	44,468,997	44,782,859	45,276,242	44,513,960	46,250,086

(最終決算年度から7年間)

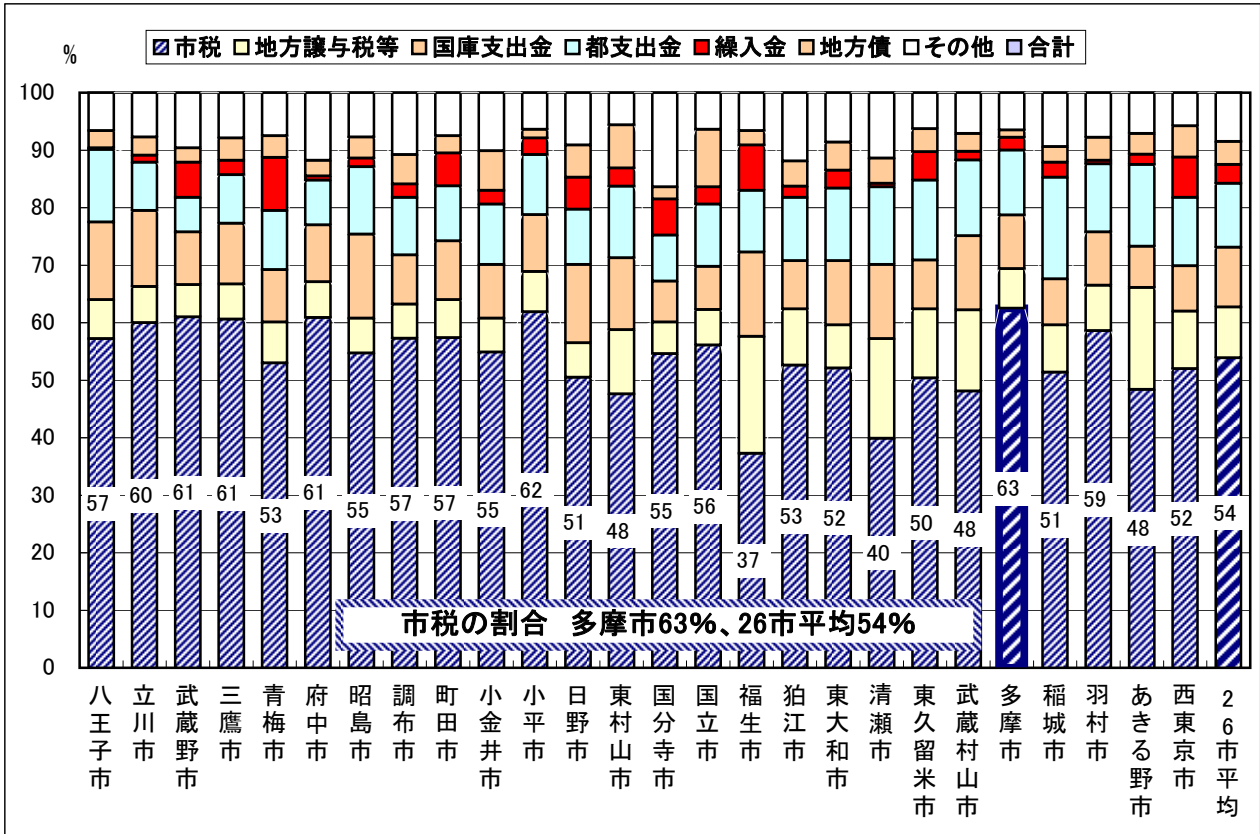
※1 地方譲与税等: (地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金)

※2 その他: (分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰越金、諸収入)

## (2) 多摩市の歳入の構成と他市との比較

### ①各市における歳入の構成

歳入には、市の税金と、国と都からの歳入、また、銀行等からの借入や、施設の使用料等があります。多摩市は市税が63%で26市の平均と比べると9%も高く、分担金、使用料、手数料等も含めた自主財源の割合が71%を占めています。道路などの都市基盤整備や公共施設の整備が一定程度終了したことにより、整備のための財源である国や都からの補助金や地方債の借入が低くなったことも大きな要因のひとつです。

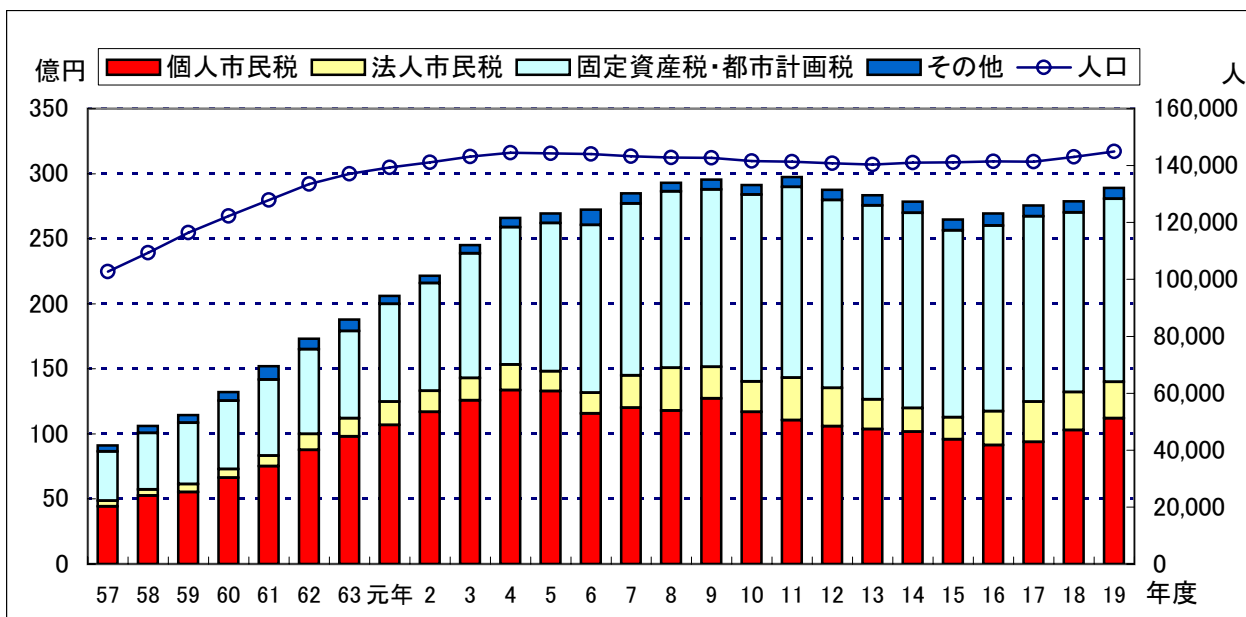


平成19年度総合防災訓練の一幕 市民パワーとフライパンで破壊成功！脱出！

### 3 市税の推移

#### (1) 市税の内訳はどうなっているのか

歳入の中で大きなウェイトを占める「市税」の内訳は、このようになっています。



単位：千円

年度	13	14	15	16	17	18	19
個人市民税	10,366,713	10,178,101	9,577,486	9,136,845	9,392,494	10,291,657	11,203,989
法人市民税	2,289,122	1,802,023	1,684,536	2,599,200	3,080,720	2,911,395	2,803,795
固定資産税・都市計画税	14,893,577	15,025,073	14,371,758	14,272,014	14,239,452	13,823,857	14,064,105
その他	805,781	839,586	842,702	930,996	837,790	841,089	829,291
合計	28,355,193	27,844,783	26,476,482	26,939,055	27,550,456	27,867,998	28,901,180
人口	140,328	140,972	141,125	141,478	141,383	143,090	144,947

(最終決算年度から7年間)

～歳入：市税は歳入の基本～

人口の大幅な増加に伴い、平成4年度までは右肩上がりの高い伸びでしたが、平成11年度の297億円をピークに減少傾向にあります。市税の主体は、平成5年度までは個人市民税でしたが、それ以降は固定資産税へと転換しています。特に平成6年度からの個人市民税の減少は減税の影響によるものです。

平成19年度は、三位一体改革による税源移譲と定率減税の完全廃止により、個人市民税が増加し、市税の合計も増加しました。

一方、税源移譲までの暫定措置としての所得譲与税が完全に廃止され、減税影響額を補完していた地方特例交付金が減少しました。

今後について、現行税制では固定資産税の評価替えに伴う減少が予想されます。また、将来的に見ますと、人口構成の関係で担税力のある年代が減少することから、個人市民税も減少することが予想されます。

**(2) 税等の未納状況： 本来支払うべき税や各種使用料等を納めていないのは...**

多摩市の徴収率は全国的にもかなり高い方で、平成19年度は97.2%と東京都26市中で上位2位でした。しかし、市税や各種使用料などの未納金合計額は、約24億円にも上ります。このほかにも、市の会計外である「給食費の滞納」もあります。負担の公平からも、改善が必要です。なお、市では納税相談や納付相談を行うとともに、徴収率向上のため努力を続けています。

会計	項目	金額(千円)
一般会計	<b>小計</b>	<b>1,058,691</b>
	市税	808,223
	社会福祉費負担金	6,151
	児童福祉費負担金	60,362
	衛生使用料	0
	民生使用料	10,924
	住宅使用料	2,421
	清掃手数料 諸収入	4,976 165,634
下水道事業特別会計	下水道使用料	<b>115,091</b>
国民健康保険特別会計	<b>小計</b>	<b>1,158,535</b>
	国民健康保険税 諸収入	1,156,189 2,346
介護保険サービス事業特別会計	自己負担金	<b>1,253</b>
介護保険特別会計	介護保険料	<b>39,528</b>
	<b>合計</b>	<b>2,373,098</b>



保育園にて。サッカープロの指導で、ちびさんたちもなかなかサマになっています？

〔コラム〕 減税と市の財政の関係は？

Q：平成18年度と19年度に個人市民税における定率減税が廃止されましたが、この減税は、市の財政にどのような影響があったのでしょうか。

A：個人市民税は、平成6年度から各種減税があり、18年度までの影響額は202億円に上りました。一部については国からの財源措置が図られていたものの、多摩市にとっては113億円の減収となり、そのうち83億円は赤字債(借金)で補いました。その返済だけでも、毎年5億円を市民の税金から支出し、全ての返済が終了するのは18年も先になります。定率減税が廃止され元に戻ったことで、直接は「市民の負担が増加」しましたが、実は、減税が続けば続くほど、間接的な負担が増えて行きます。減税は、「未来の自分(市民)からの借金」です。

〔コラム〕 減税を含めた税制改正と市の財政の関係は？

Q：平成19年度から、定率減税の廃止と国からの税源移譲による個人市民税のフラット課税という、税制改正がされました。それは市の財政にどのような影響があるのでしょうか？

A：税制改正によって、市税収入は増えましたが、それに伴い各種の補助や交付金などの制度が廃止や削減になりました。平成19年度決算ベースでみると、個人市民税(所得割)の収入は「フラット課税」や「定率減税の廃止」などにより8.9億円の増加となりましたが、税源移譲までの暫定措置であった「所得譲与税の廃止」による8.3億円の減や、「減税補てん特例交付金の廃止」による8.7億円の減などの影響から、税制改正により多摩市の歳入は6.6億円の減額となりました。

税制改正の影響額(概算)：平成19年度決算の状況

○個人市民税(所得割) 税制改正影響額 (フラット課税、定率減税の廃止、分離課税の税率割合の変更など)	8.9億円・・・A
○所得譲与税の廃止(税源移譲の暫定措置：18実績額)	△8.3億円・・・B
○減税補てん特例交付金の廃止(18実績額)	△8.7億円・・・C
○特別交付金の創設(旧減税補てん特例交付金)	1.5億円・・・D

※A+B+C+D = △6.6億円

\*\*言葉の説明\*\*

①**税源移譲(フラット課税)** 税源移譲は、「地方にできることは地方に」という方針の下、地方分権を進めるために三位一体改革の一環として行ったものである。収入や家族構成が変わらなければ、18年の所得税と18年度の住民税を合わせた額と、19年の所得税と19年度の住民税を合わせた額は基本的に変わらないよう制度設計している。市民税は所得により、3%、8%、10%の3段階の税率での課税が一律6%となった。

②**定率減税の廃止** 定率減税は、平成11年に著しく停滞した経済状況を踏まえ、景気対策として導入された暫定的な措置である。現在の経済状況は、導入時に比べて大幅に改善し、当初の目的を果たしたことから、18年の1/2縮減を経て、19年から廃止された。

○**所得譲与税の廃止(税源移譲の暫定措置：18実績額)** ※三位一体改革の税源移譲の暫定的な措置

3兆円の三位一体改革に対する本格的な税源移譲(フラット課税)に至るまでの暫定的な財源措置制度である。18年度は、3兆94億円の内、市町村には8,300億円が譲与された。

○**減税補てん特例交付金の廃止(18実績額)** ※減税で生じる地方税減収額の一部を補てんするもの

個人市民税所得割の減収見込額と法人市民税法人税割の減収見込額の3/4からたばこ税の増収見込額を引いたものが交付の根拠となる。減税の廃止に伴い本制度も廃止となるが、経過措置として19年度から21年度の3年間「特別交付金」として残る。

○**特別交付金の創設(旧減税補てん特例交付金)** ※減税補てん特例交付金の廃止に伴う経過措置

経過措置として19年度から21年度の3年間国ベースで毎年2,000億円が「特別交付金」として交付される。

## 4 歳出の状況 ～収入（歳入）の使い道はどうなっているのか～

普通会計の歳出には、「目的別」と「性質別」という2つの分類方法があります。

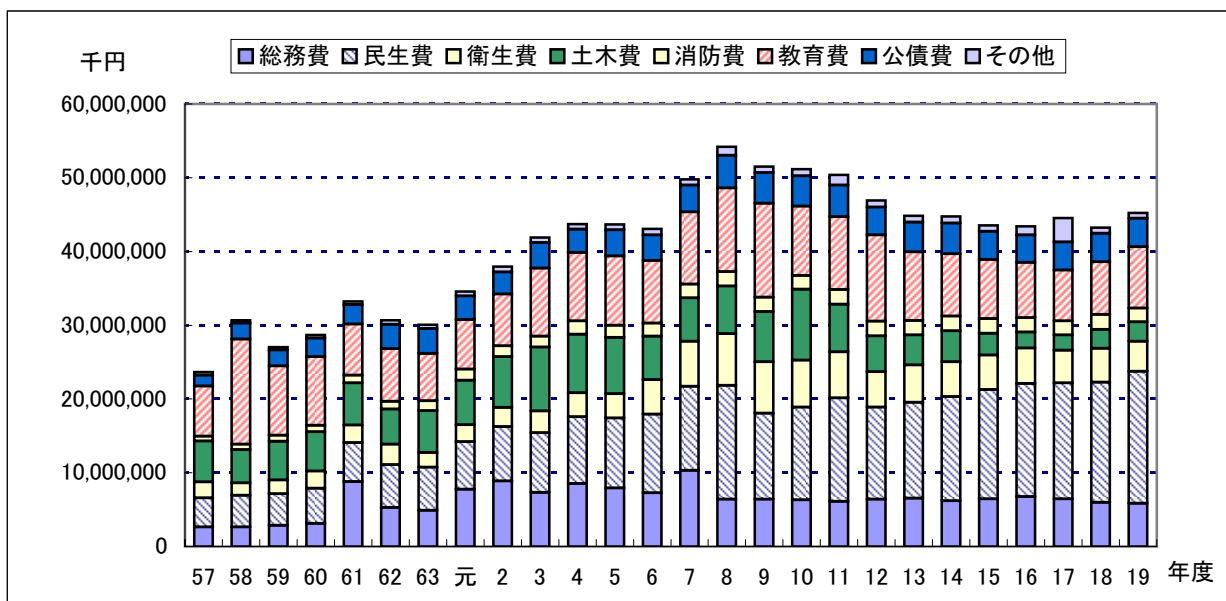
○目的別：その歳出経費が何のために使われたかを行政目的で分類するもの  
議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林業費、商工費、土木費、消防費、教育費、公債費など。

○性質別：その支出の性質、つまりどのような内容に使われたかによって分類するもの  
人件費、扶助費、公債費、物件費、維持補修費、補助費等、積立金、投資及び出資貸付金、繰出金、普通建設事業費など。

### (1) 目的別経費の推移 ～どのような目的に使われたのか～

#### ① 目的別経費の推移

歳出における目的別経費の推移は、次のようになっています。



単位：千円

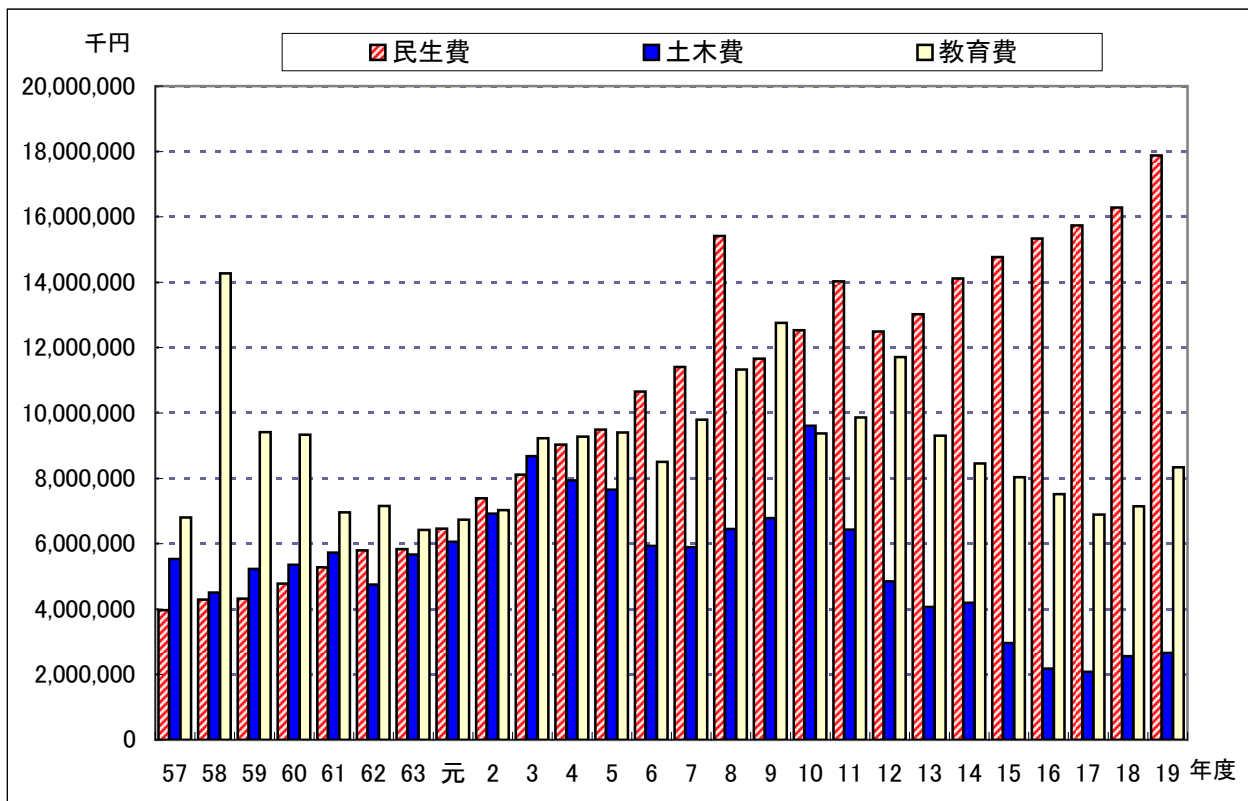
年度	13	14	15	16	17	18	19
総務費	6,535,546	6,200,118	6,475,778	6,758,745	6,454,734	5,991,753	5,861,572
民生費	13,021,374	14,113,198	14,774,981	15,340,962	15,740,949	16,289,692	17,877,332
衛生費	5,050,008	4,721,666	4,678,328	4,797,980	4,401,770	4,557,614	4,064,175
土木費	4,069,048	4,191,284	2,966,691	2,181,149	2,080,142	2,563,217	2,656,770
消防費	1,936,199	2,006,306	1,979,186	1,924,128	1,918,039	2,068,833	1,844,599
教育費	9,308,456	8,455,499	8,033,189	7,518,415	6,893,592	7,149,591	8,333,500
公債費	4,064,466	4,171,407	3,785,808	3,730,812	3,800,987	3,839,839	3,849,715
その他	835,316	876,859	854,187	1,134,249	3,226,615	760,687	755,140
計	44,820,413	44,736,337	43,548,148	43,386,440	44,516,828	43,221,226	45,242,803

(最終決算年度から7年間)

- 総務費＝ 市役所庁舎の管理やOA化などの経費、集会所やコミュニティセンター、地域の福祉館、税金の賦課徴収経費、戸籍や選挙費用等に係る経費
- 民生費＝ 保育園や児童館、生活保護や障がい者、高齢者などの福祉に関する経費
- 衛生費＝ ごみやし尿の処理や健康関係に関する経費
- 土木費＝ 都市計画や道路橋りょう、公園等に関する経費
- 消防費＝ 防災・消防関係の経費
- 教育費＝ 学校教育、生涯学習(図書館や公民館、スポーツ振興、文化財保護など)に関する経費
- 公債費＝ 借金の返済に要するお金

## ② 主な目的別経費の推移

この中で高い割合を占めている民生費と教育費、そして過去において高い割合だった土木費の推移をみてみましょう。



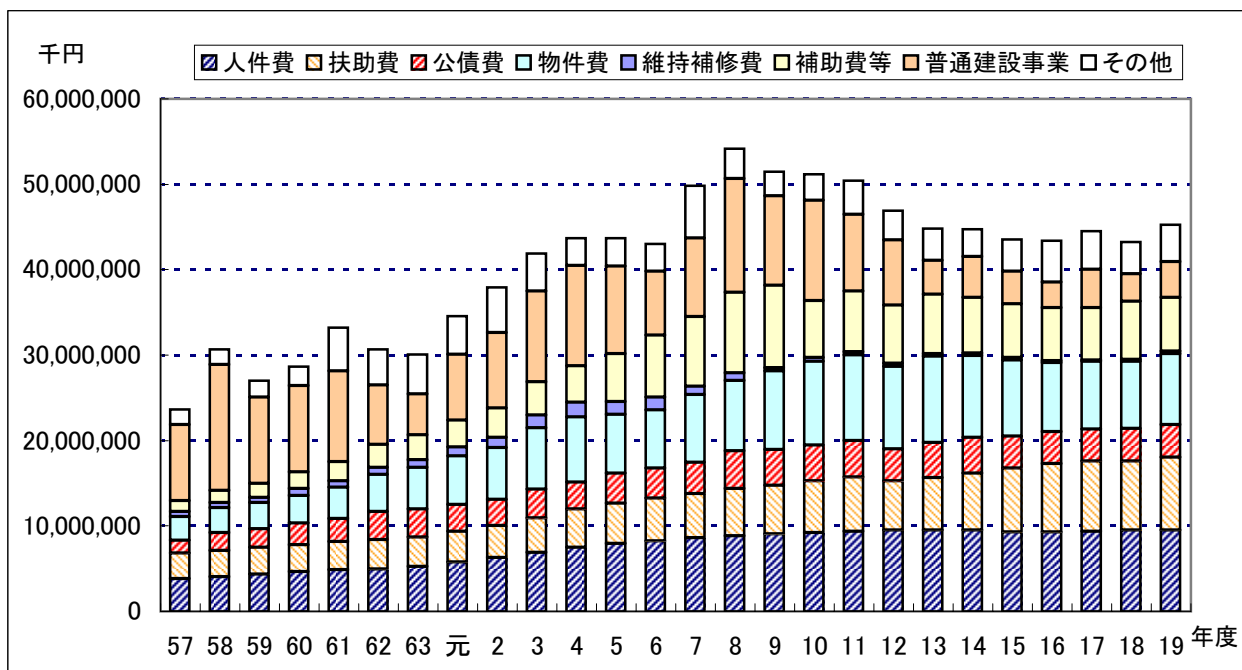
社会保障経費が多くを占める民生費は増加傾向です。この傾向は今後も続くとみられ、財政の硬直化の要因の一つとなっています。

過去において、土木費と教育費が高い割合を占めていたのは、多摩ニュータウン開発に伴うものです。道路、橋りょう、公園などの整備が急速に進められました。また、開発に伴う人口急増により、小中学校の整備などの施設の整備費が多くかかっています。現在は基本的な整備は終了していますが、老朽化による補修や改修などの必要性が高まり、再び増加傾向となる見込みです。

なお、昭和58年度の教育費の急増は小中学校施設(校舎・屋体・プール・用地)買取等によるもの、平成8年度の民生費の急増は総合福祉センター建設等によるもの、平成11年度の民生費の急増は翌年度の介護保険制度導入に係る経費等によるもので、それぞれ、臨時的に支出されたものです。

## (2) 性質別経費の推移と他市との比較 ～どのような内容に使われたのか～

### ①性質別経費の推移



単位:千円

年度	13	14	15	16	17	18	19
人件費	9,503,593	9,486,593	9,279,443	9,287,820	9,324,993	9,537,831	9,531,909
扶助費	6,167,763	6,656,405	7,447,926	7,980,670	8,219,467	8,017,600	8,489,413
公債費	4,064,466	4,171,407	3,785,808	3,730,812	3,800,987	3,839,839	3,849,715
物件費	10,088,793	9,593,870	8,924,270	8,117,720	7,878,406	7,830,567	8,291,360
維持補修費	289,668	314,130	277,270	219,111	210,025	272,222	272,364
補助費等	6,981,412	6,491,763	6,243,476	6,193,426	6,088,015	6,804,528	6,262,435
普通建設事業	4,009,694	4,783,908	3,811,829	2,965,956	4,475,297	3,209,609	4,246,817
その他	3,715,024	3,238,261	3,778,126	4,890,925	4,519,638	3,709,030	4,298,790
歳出決算額	44,820,413	44,736,337	43,548,148	43,386,440	44,516,828	43,221,226	45,242,803

(最終決算年度から7年間)

- ★人件費＝ 職員の給与や議員、委員等の報酬等
- ★公債費＝ 借金の返済に要するお金
- ★扶助費＝ 生活保護費、障がい者の自立支援法関係の給付費などの福祉や医療にかかる経費
- 物件費＝ 臨時職員賃金や旅費、消耗品などの需用費、原材料費、使用料や委託料など
- 維持補修費＝ 施設や道路などを維持するための経費(増改築等は含まれない)
- 補助費等＝ 補助金や交付金、一部事務組合への負担金など
- 繰出金＝ 国民健康保険や介護保険、下水道などの特別会計への補てんの支出
- 普通建設事業費＝ 施設建設や道路新設などの建設事業費で、いわゆる社会資本の形成となるもの

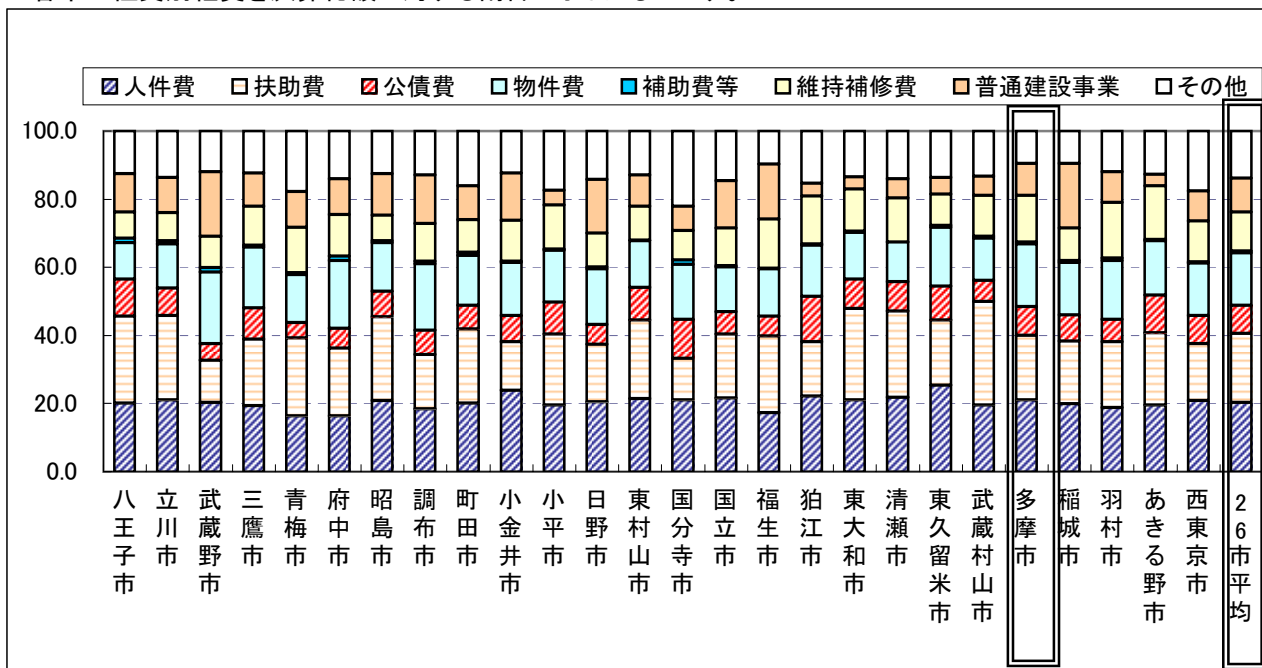
義務的  
経費

人件費、扶助費、公債費の合計を義務的経費と言います。これらの経費は、法令の規定やその性質上支出が義務付けられているため、任意には削減しにくく、この経費が年々増加傾向にあることは財政の硬直化の要因になっています。

物件費は、公共施設の増加、人件費の抑制に伴う委託料の増加等により増加傾向にあります。そのことも、財政硬直化の一因です。多摩ニュータウンは良好な住環境を目指し整備されました。そのため公共施設等のストックが他市に比べても多く、これらを今後も維持していくためには、多くの財源が必要となります。平成19年度末に策定した「多摩市施設白書」「多摩市ストックマネジメント計画」などを活用し、市の施設を無理なく適正に活用するよう努めます。

## ②各市の性質別経費の割合 その1

各市の性質別経費を決算総額に対する割合で示したものです。

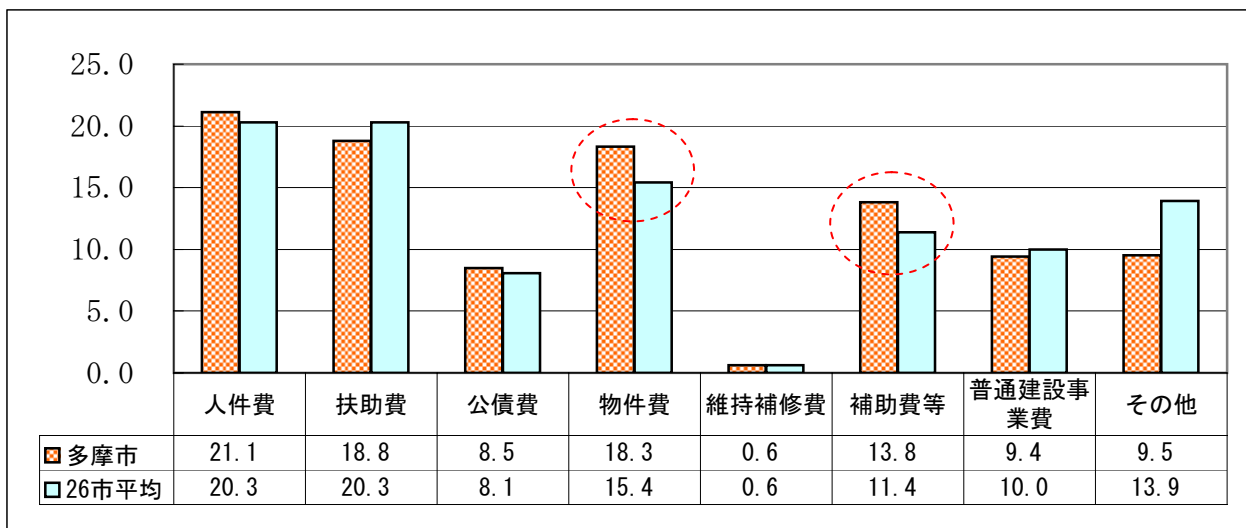


単位:千円、%

		人件費	扶助費	公債費	物件費	維持補修費	補助費等	普通建設事業費	その他	合計
多摩市	決算額	9,531,909	8,489,413	3,849,715	8,291,360	272,364	6,262,435	4,246,817	4,298,790	45,242,803
	構成比	21.1	18.8	8.5	18.3	0.6	13.8	9.4	9.5	100.0
26市平均	決算額	9,651,647	9,866,918	3,902,921	7,412,640	366,538	5,159,148	5,104,040	6,751,300	48,215,152
	構成比	20.3	20.3	8.1	15.4	0.6	11.4	10.0	13.9	100.0

## ③各市の性質別経費の割合 その2

②で示した性質別経費を決算総額に対する割合を、性質別に多摩市と26市平均を並べて示したものです。

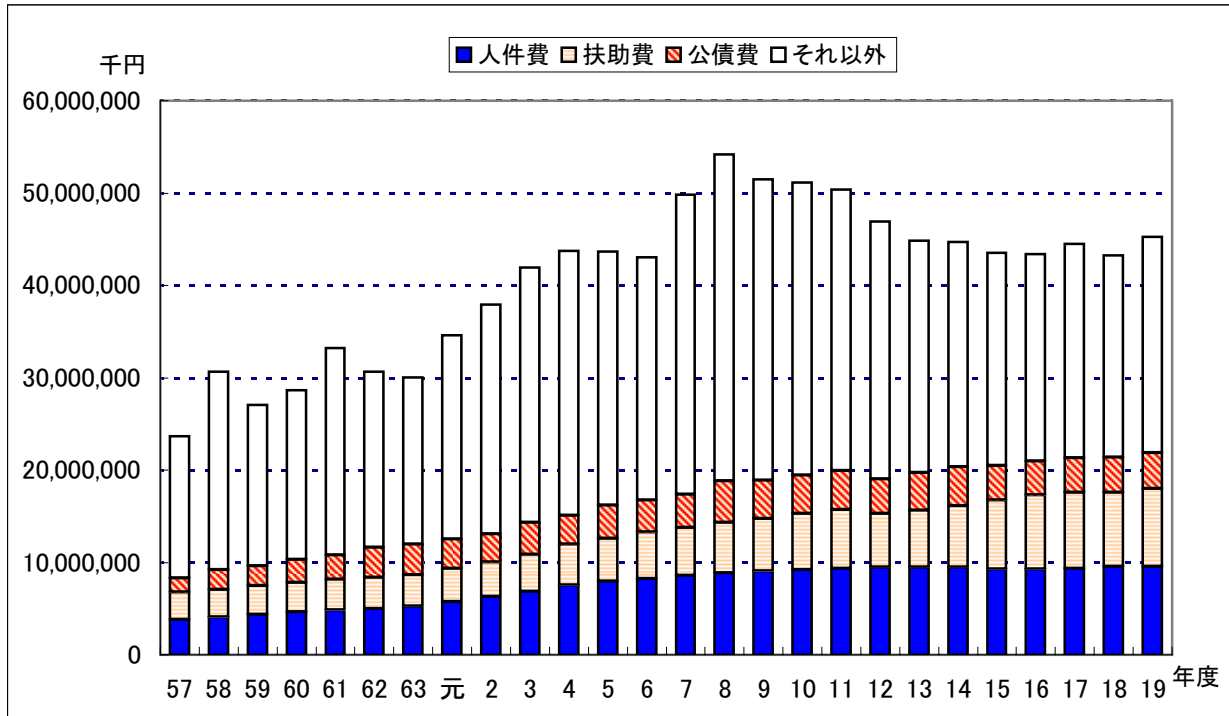


他市との比較で、多摩市は補助費等や物件費の割合が大きいことが分かります。人件費を抑えるために事業の委託を進めると、経費総額としては節減できても物件費の割合は増加します。歳入全体が伸び悩む今日、事業のあり方を工夫するだけでなく、事業そのものを改めて取捨選択し直す必要があります。このことも含め、多摩市は経常的に支出する経費が多く、建設事業などの臨時的に支出する経費が少なく、財政の硬直度が高くなっています。

#### ④義務的経費の推移

人件費、扶助費、公債費の合計を義務的経費と言います。このグラフは、前ページのグラフを「義務的経費」と「それ以外」に分けて示したものです。歳出総額があまり伸びない中、扶助費に牽引されて義務的経費が上がり続けているのがわかります。

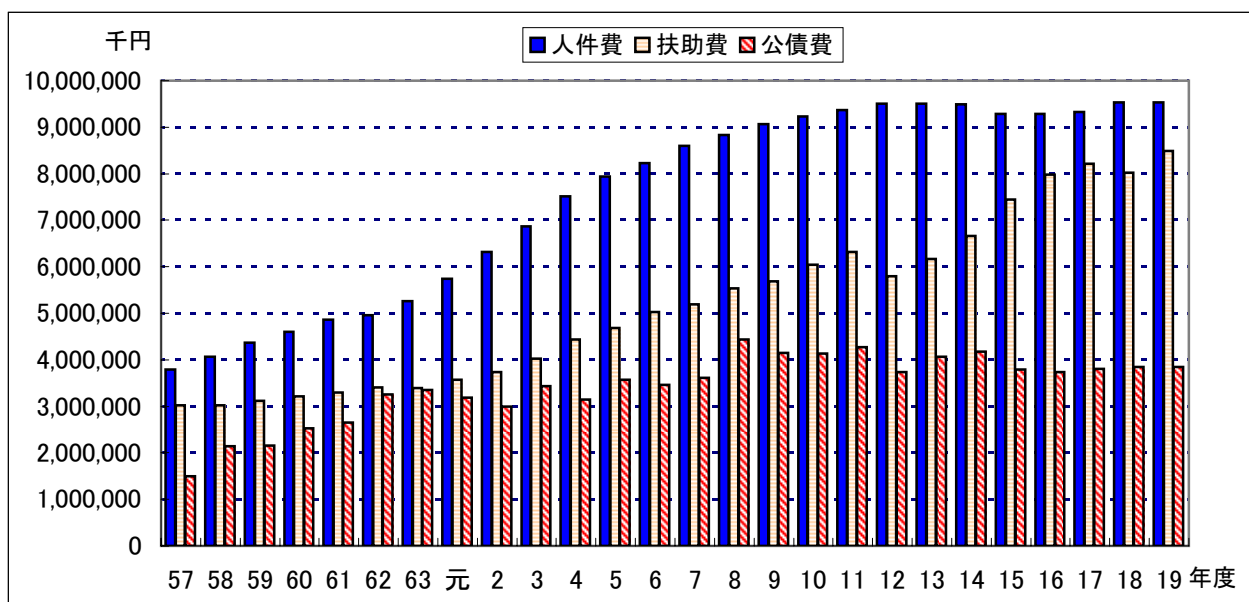
これらの経費は、法令の規定やその性質上、支出が義務付けられているため、任意には削減しにくいものです。全体の経費が伸び悩んでいる中でこの経費が年々増加傾向にあることは、財政の硬直化の要因になっています。



#### ⑤義務的経費の内訳の推移

義務的経費の内訳を別々に示したものです。

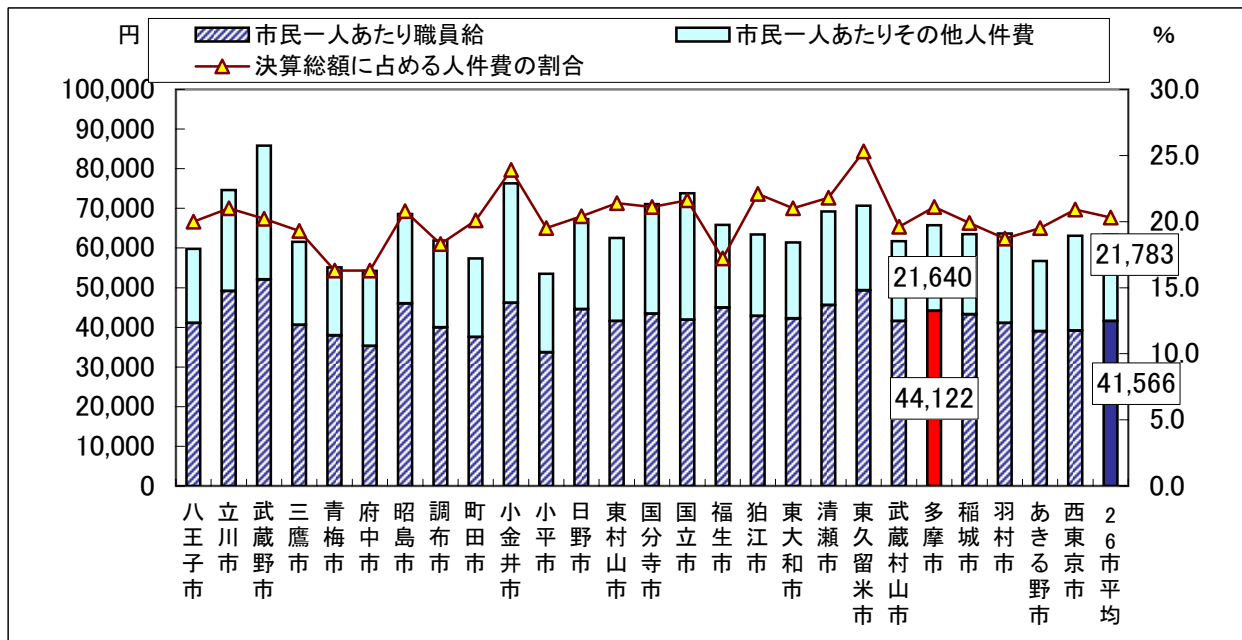
義務的経費のうち人件費と公債費は、様々な取り組みによって今後は減少して行くことが予想されますが、扶助費は増加傾向が目立ちます。



### (3) 性質別経費の分析:人件費

#### ① 26市における市民一人あたりの人件費と総額に占める割合

26市平均と比べ、市民一人あたり職員給で約6%ほど高くなっています。職員給が高い理由については②で示すとおり、職員数は少ないため、職員の平均年齢によるものと考えられます。  
 なお、その他人件費については、26市平均とほぼ同水準となっています。

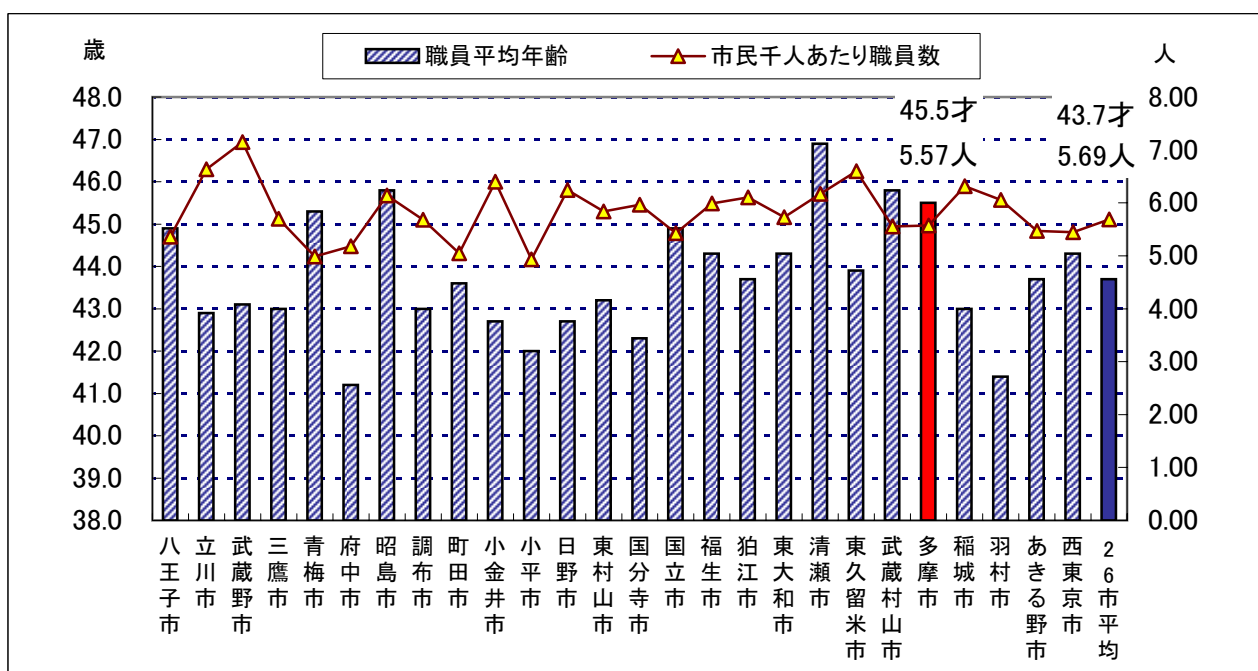


※ 平成20年3月31日時点の人口を基に作成

#### ② 26市における職員平均年齢と市民千人あたり職員数

26市の中で人件費が高いことの大きな要因として、職員の平均年齢があります。平均年齢が高いことは平均給与にもつながります。多摩市はニュータウンの整備に伴い急速に発展したため、発展期に多くの職員を雇用しました。その世代の年齢が平均年齢に大きく作用しています。

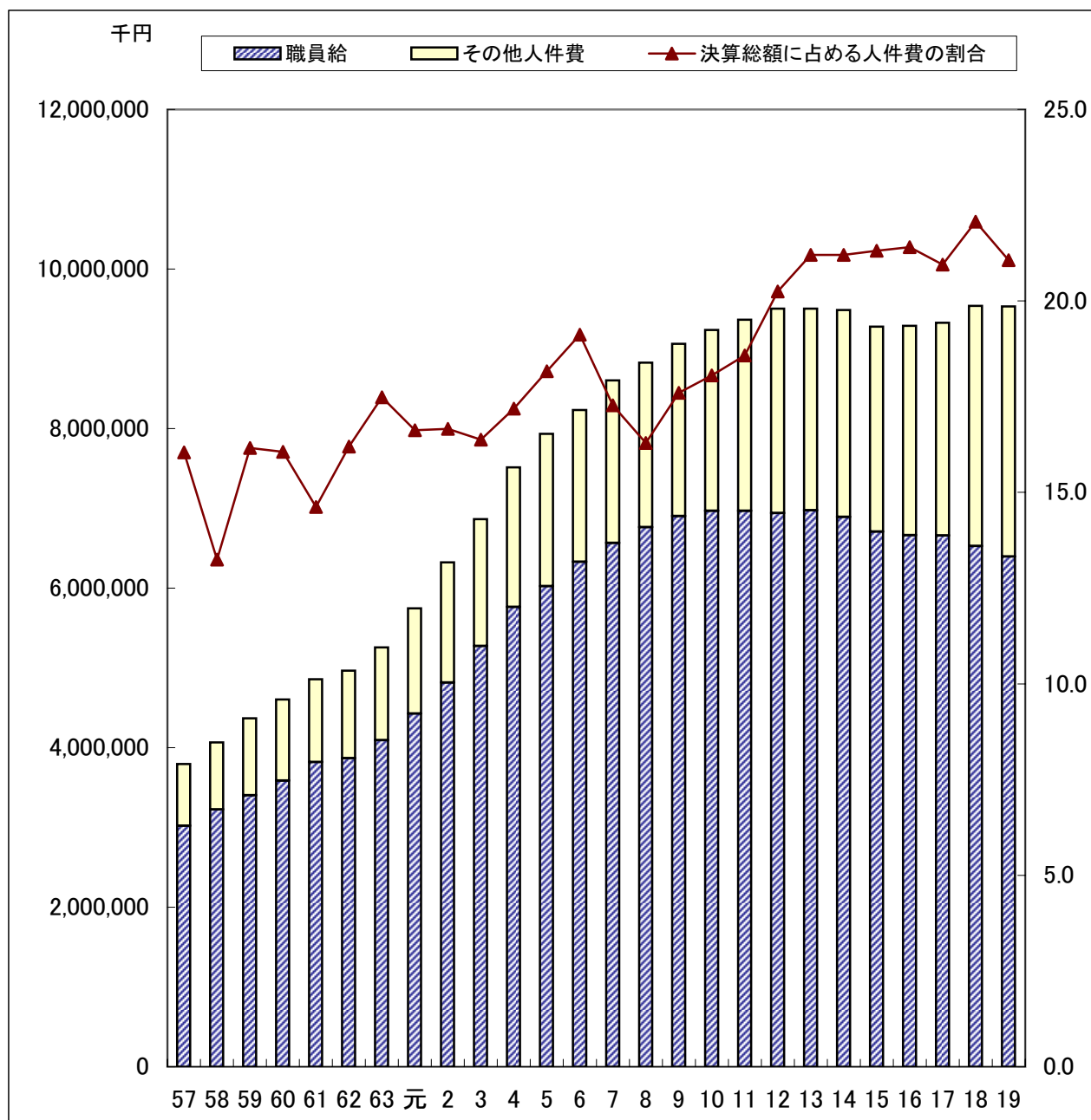
なお、市民千人あたりの職員数は、前年の5.84人から大きく減り、26市平均よりも低くなりました。



※ 平成19年4月1日時点の職員数・人口を基に作成

### ③人件費と歳出総額に占める割合の推移

人件費のうち職員給については、過去には急増しましたが、現在は④で示すとおり職員数が大きく減少しているため、減少傾向になっています。それでも人件費が減っていないのは、行政委員の報酬の増、臨時職員賃金(物件費)の非常勤職員報酬(人件費)への切替え、退職者の増による退職手当組合負担金増など、職員給以外の人件費が増加していることによります。なお平成19年度は、退職者の減少により退職手当組合負担金自体は微減しています。



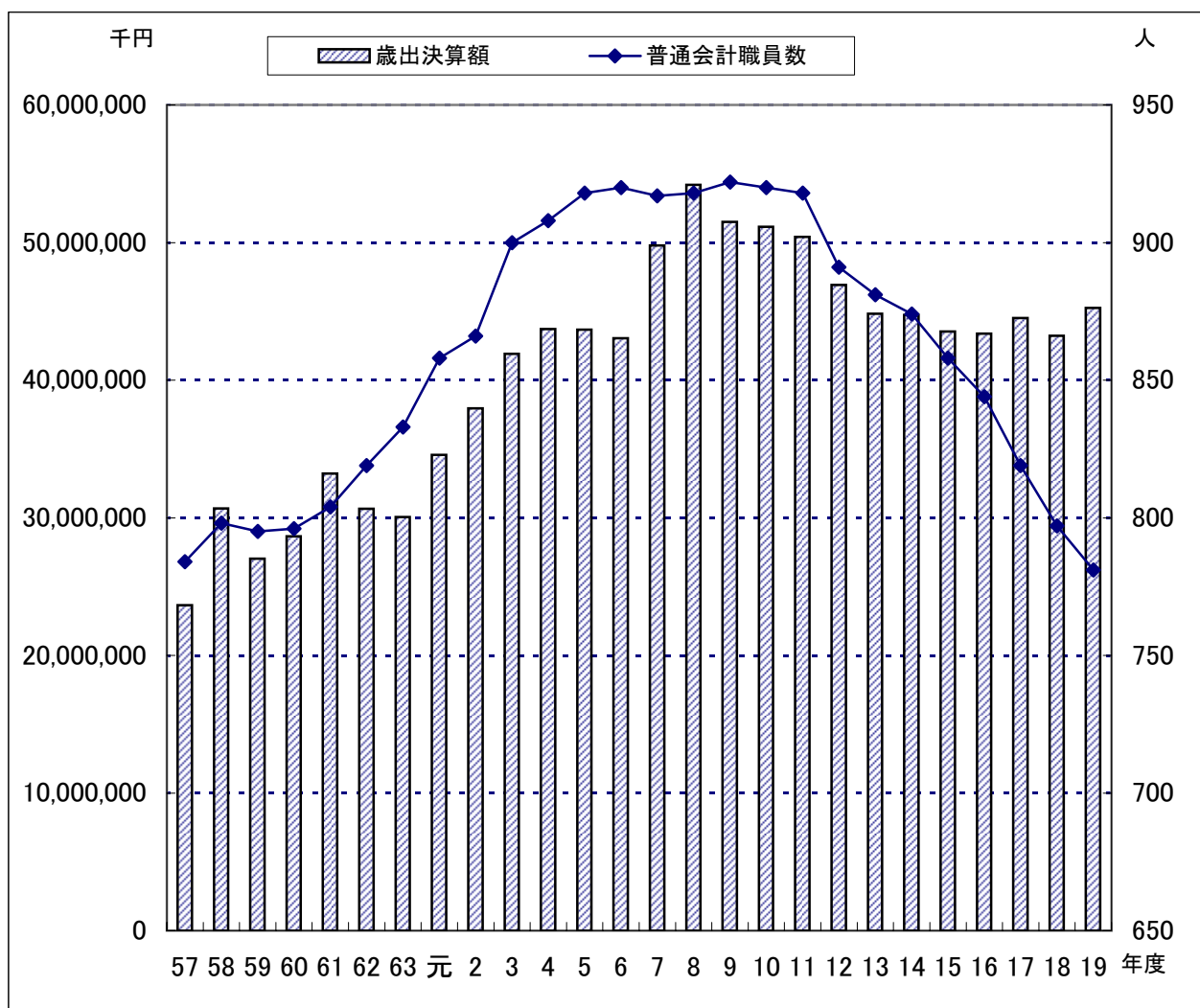
単位:千円、%

年度	13	14	15	16	17	18	19
人件費	9,503,593	9,486,593	9,279,443	9,287,820	9,324,993	9,537,831	9,531,909
総額に占める割合	21.2	21.2	21.3	21.4	20.9	22.1	21.1

(最終決算年度から7年間)

#### ④多摩市の職員数の推移

過去には決算規模の増加に比例して職員数が増加していましたが、近年は職員の配置の見直しや外部委託の活用などにより職員数を削減しているため、決算規模に対して少ない比率になってきています。



単位: 千円、人

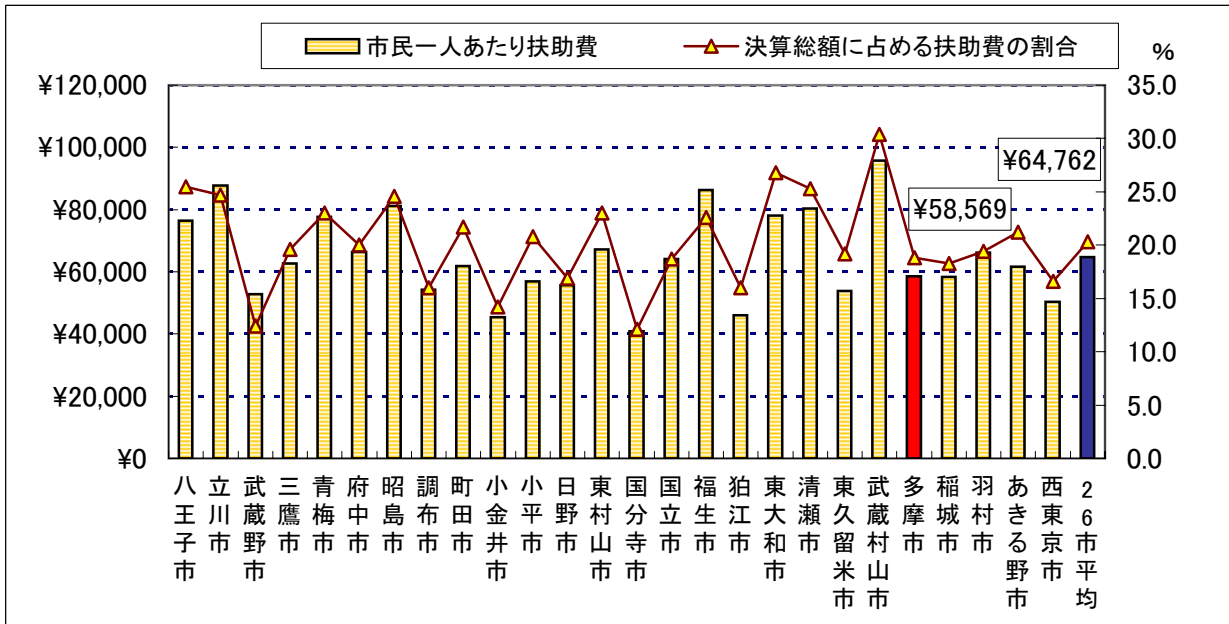
年度	13	14	15	16	17	18	19
歳出決算額	44,820,413	44,736,337	43,548,148	43,386,440	44,516,828	43,221,226	45,242,803
普通会計職員数	881	874	858	844	819	797	781

(最終決算年度から7年間)

#### (4) 性質別経費の分析: 扶助費

##### ① 平成19年度 26市における市民一人あたりの扶助費と総額に占める割合

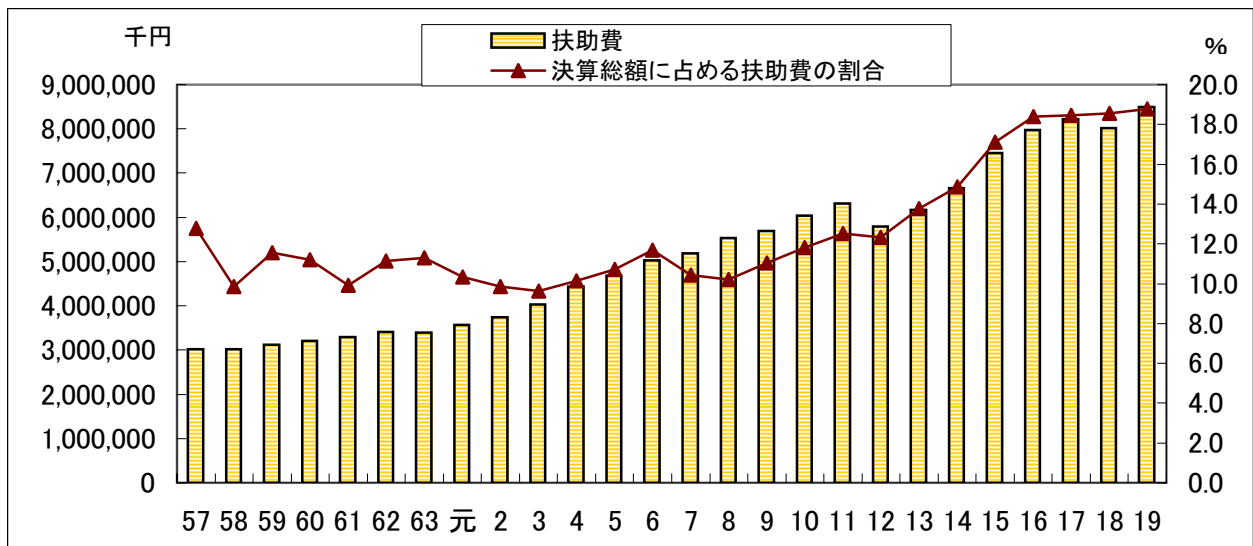
現時点では26市平均よりも低くなっていますが、後述するとおり近年急増が続いており、抑制が求められます。



※ 平成20年3月31日時点の人口を基に作成

##### ② 扶助費と歳出総額に占める割合の推移

近年急増しています。17・18年度は、保育所運営費の性質区分を、約8億円段階的に補助費等に変更したため、一時的に増加が止まりましたが、19年度は再び大きく増加しています。19年度は、児童手当の増額や障がい者関連の給付費の増加が、主な増加要因です。



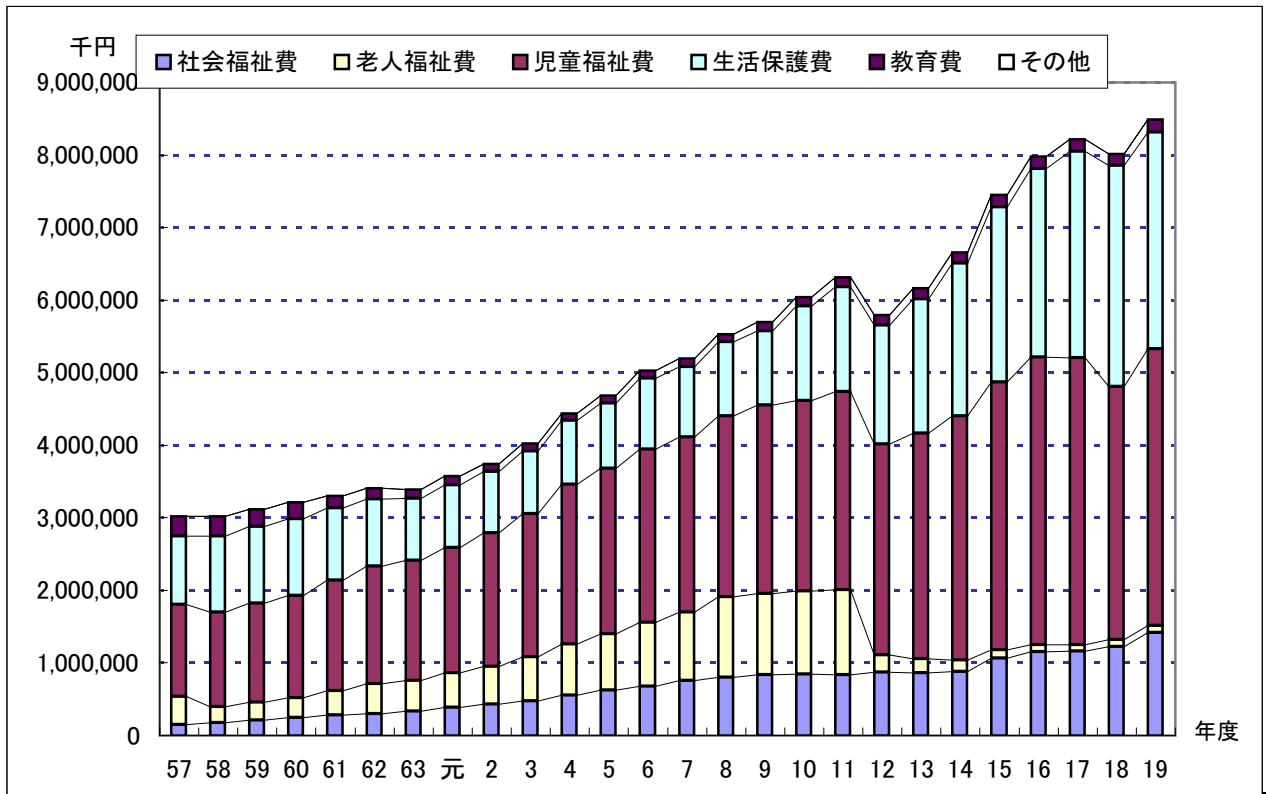
単位: 千円、%

	13	14	15	16	17	18	19
扶助費	6,167,763	6,656,405	7,447,926	7,980,670	8,219,467	8,017,600	8,489,413
総額に占める割合	13.8	14.9	17.1	18.4	18.5	18.6	18.8

(最終決算年度から7年間)

### ③扶助費の内訳の推移

殆どの項目において増加傾向です。12年度の老人福祉費や17・18年度の児童福祉費や19年度の生活保護費など、項目の振り替えにより一時的に減少しているものもありますが、そういった特殊要因を除けばほぼ全ての項目で増加が続いています。19年度は児童福祉費と社会福祉費の増加が目立ちます。



単位：千円

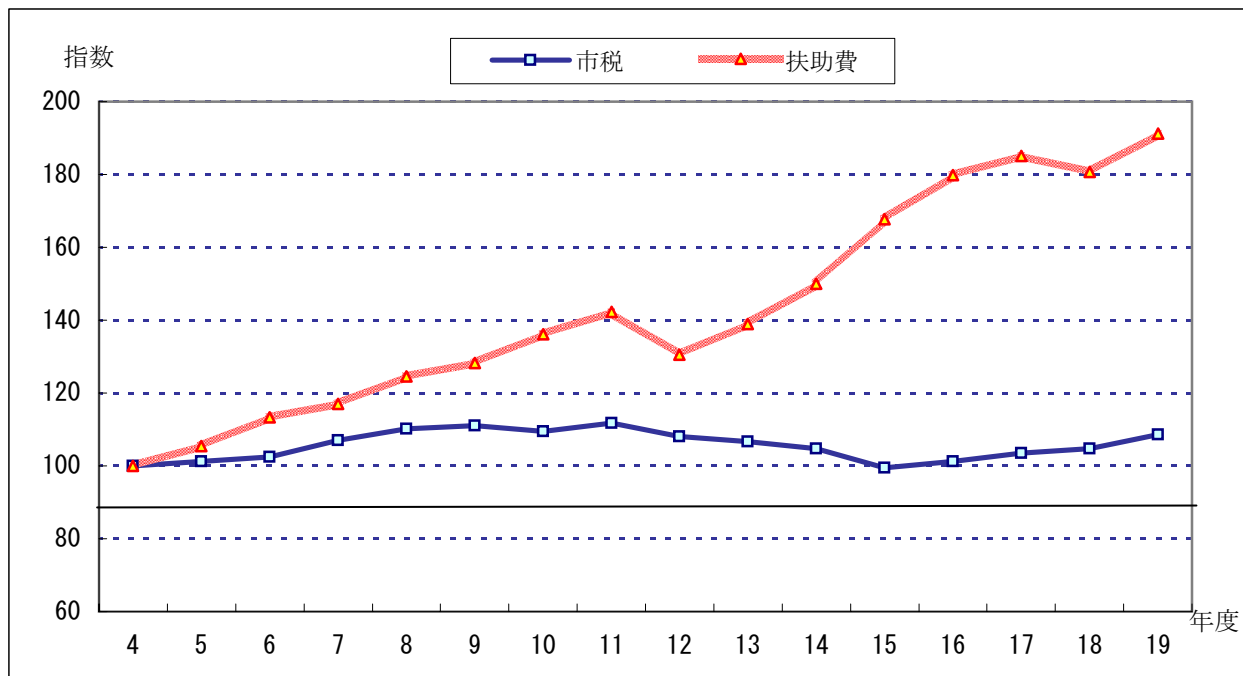
年度	13	14	15	16	17	18	19
社会福祉費	862,404	881,284	1,068,746	1,151,689	1,160,684	1,226,254	1,421,834
老人福祉費	196,624	157,075	112,889	99,861	90,219	91,192	89,109
児童福祉費	3,103,741	3,362,016	3,689,968	3,962,782	3,956,550	3,491,789	3,817,146
生活保護費	1,854,291	2,104,323	2,411,569	2,599,822	2,840,457	3,044,567	2,984,121
教育費	150,247	150,731	163,790	165,774	170,825	163,244	176,832
その他		976	964	742	732	554	371
合計	6,167,763	6,656,405	7,447,926	7,980,670	8,219,467	8,017,600	8,489,413

(最終決算年度から7年間)

- 社会福祉費＝ 障がい者の自立支援法関係の給付費など、主に障がい者の福祉にかかる経費
- 老人福祉費＝ 高齢者の保護費や介護サービス利用助成など、高齢者の福祉にかかる経費
- 児童福祉費＝ 保育所運営費や児童手当など、子育てにかかる経費
- 生活保護費＝ 生活困窮者に対する保護にかかる経費
- 教育費＝ 給食費援助や就学援助費など、教育にかかる経費

#### ④市税と扶助費の変動状況：平成4年度を100とした場合の指数の推移

市税と扶助費について、平成4年度を100として、平成19年度までの15年間の推移を示したものです。かつては市税は増加傾向にありましたが、近年は横ばい傾向です。その一方、扶助費の伸びは大きく、倍近くなっています。③で述べたように、平成12年度及び平成18年度の扶助費の減少は予算区分が変更されたものであり、実質的には更に大きく増加を続けています。



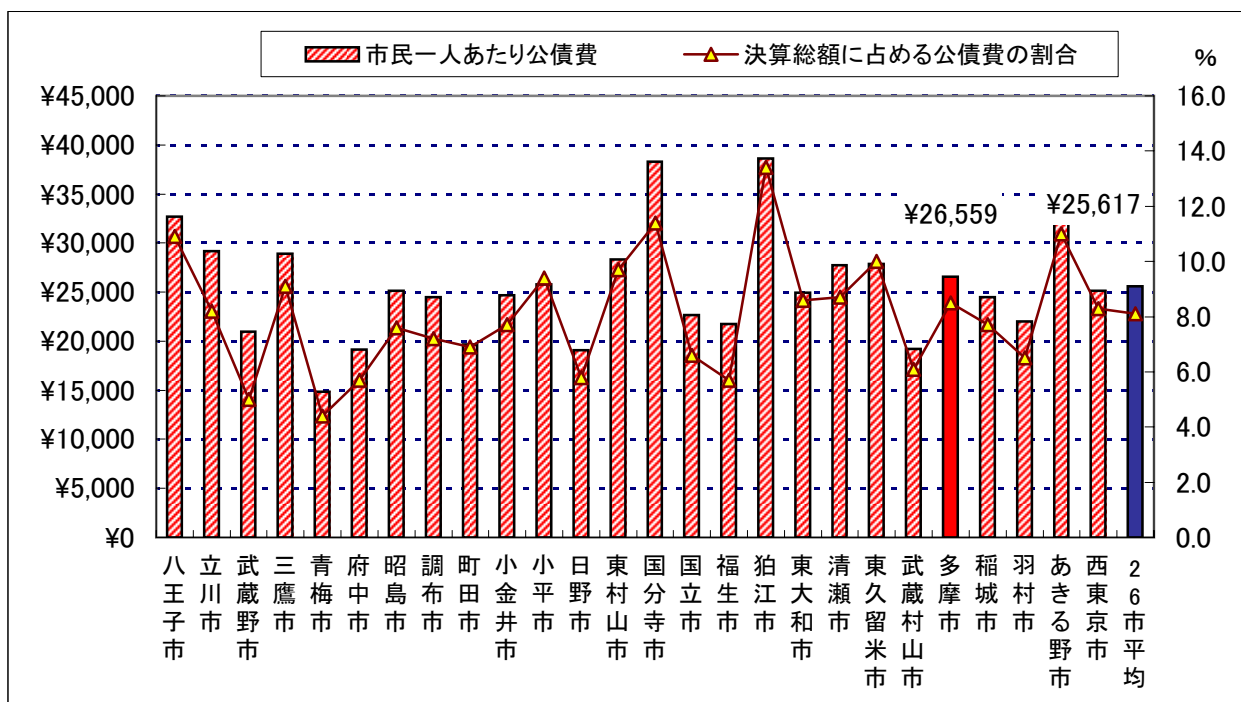
		指数						
年度		13	14	15	16	17	18	19
市税		107	105	100	101	104	105	109
扶助費		139	150	168	180	185	181	191

(最終決算年度から7年間)

## (5) 性質別経費の分析:公債費

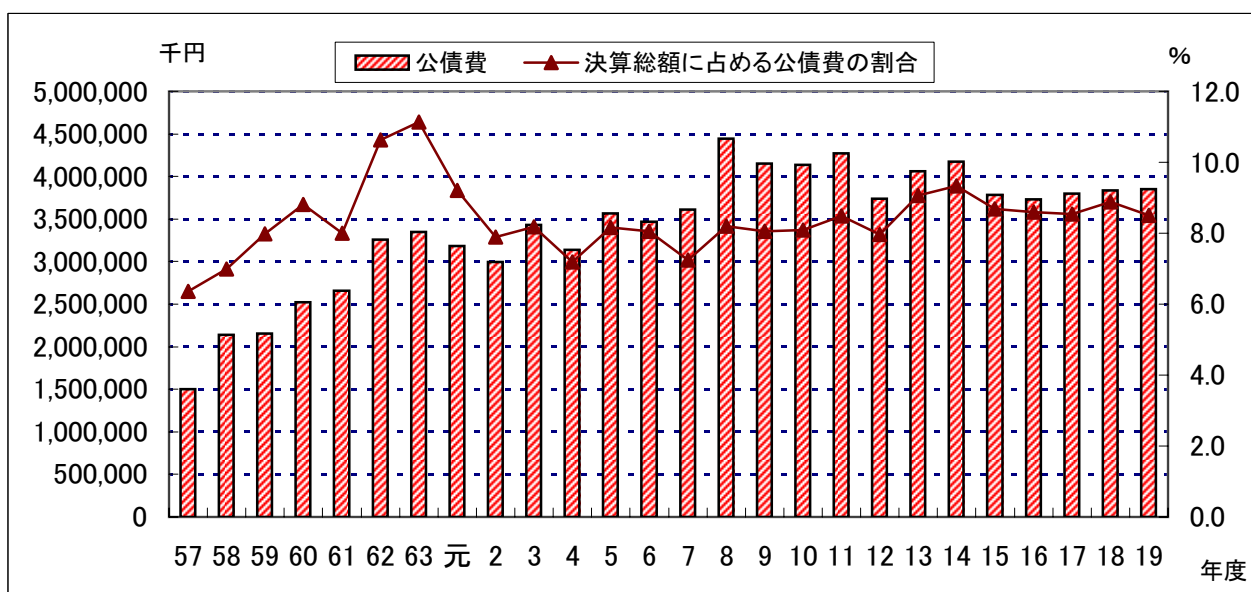
### ① 平成19年度 26市における市民一人あたりの公債費と総額に占める割合

近年は地方債の発行額を抑制していますが、ニュータウン整備期の債務がまだ残っていることもあり、26市平均を上回る結果となっています。



### ② 公債費と歳出総額に占める割合の推移

近年は横ばいですが、今後はニュータウン整備期の債務が順次解消されていき、対する新規の地方債発行額は抑制するよう取り組みを進めていますので、減少傾向に転じる見通しです。



単位:千円、%

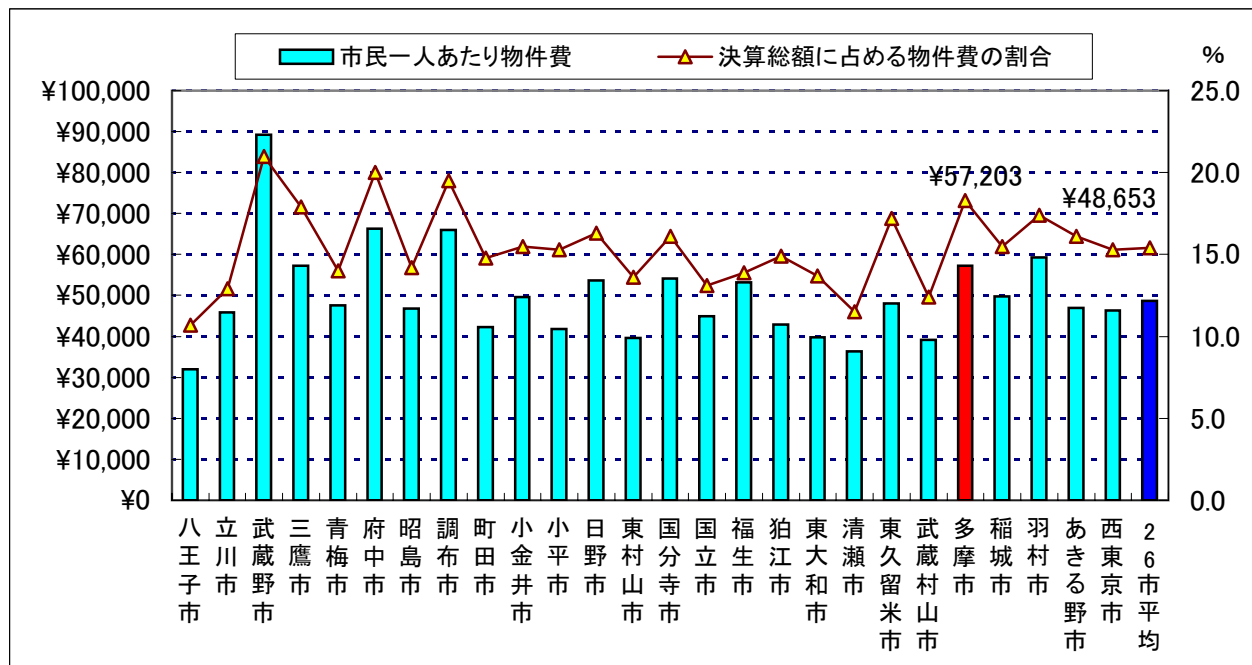
年度	13	14	15	16	17	18	19
公債費	4,064,466	4,171,407	3,785,808	3,730,812	3,800,987	3,839,839	3,849,715
総額に占める割合	9.1	9.3	8.7	8.6	8.5	8.9	8.5

(最終決算年度から7年間)

## (6) 性質別経費の分析: 物件費

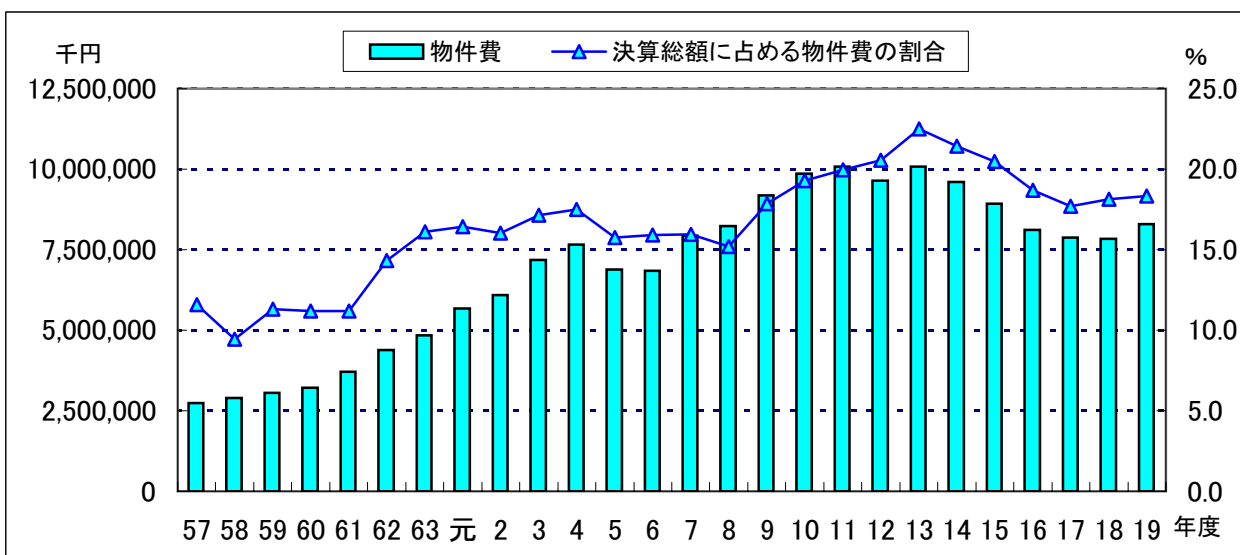
### ① 平成19年度 26市における市民一人あたりの物件費と総額に占める割合

多摩市は公共施設が多く、その維持管理のために物件費がかかるため、他市に比べて物件費が高くなっています。



### ② 物件費と歳出総額に占める割合の推移

近年は様々な削減努力により減少傾向でしたが、19年度は住民情報系等のシステム改修経費が多かったことにより増加しています。また今後については、現在職員数を急激に削減しているため、その分が外部委託化され、増加することが考えられます。



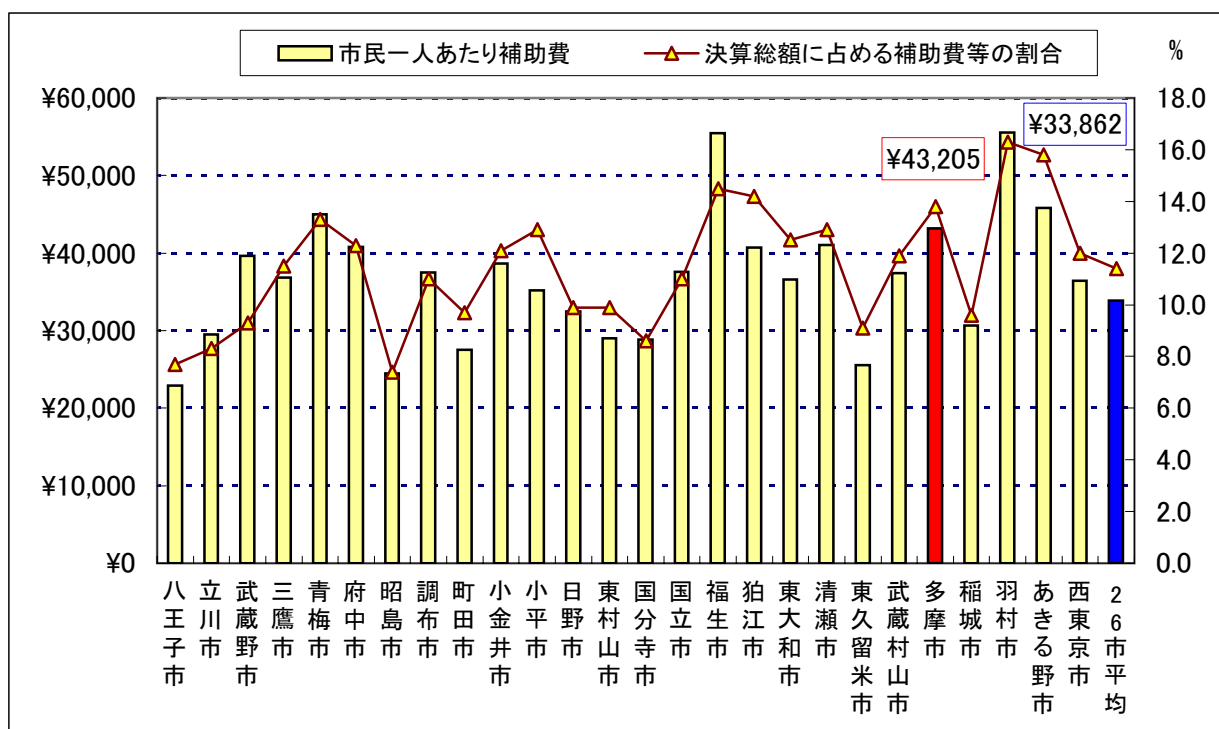
単位: 千円、%

年度	13	14	15	16	17	18	19
物件費	10,088,793	9,593,870	8,924,270	8,117,720	7,878,406	7,830,567	8,291,360
総額に占める割合	22.5	21.4	20.5	18.7	17.7	18.1	18.3

(最終決算年度から7年間)

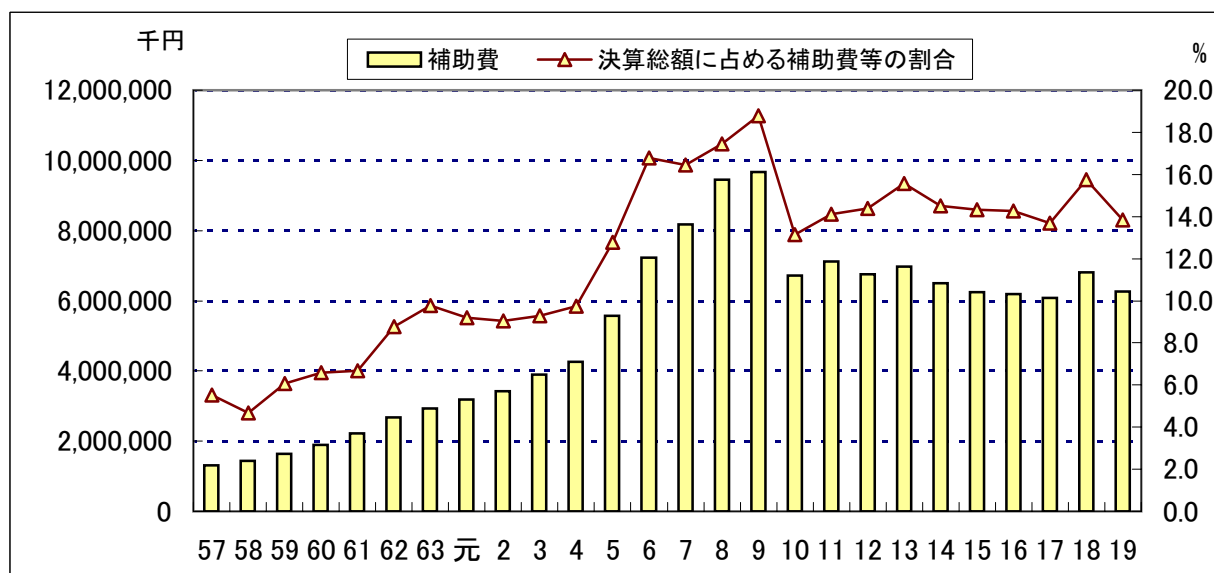
## (7) 性質別経費の分析:補助費等

- ① 平成19年度 26市における市民一人あたりの補助費等と総額に占める割合  
 多摩市の補助費等は26市の中でも非常に高い水準にあることが分かります。



### ②補助費等と歳出総額に占める割合の推移

過去には急増しましたが、近年は抑制に努めています。19年度は清掃工場において、調布のごみの受け入れがあったため、負担金の按分が減ったことにより大きく減っています。



単位:千円、%

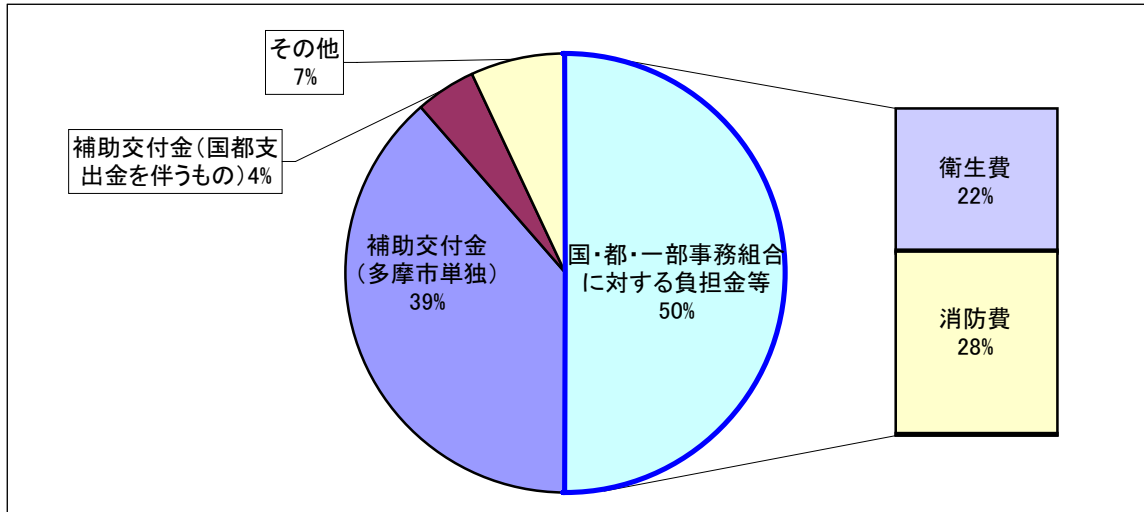
年度	13	14	15	16	17	18	19
補助費等	6,981,412	6,491,763	6,243,476	6,193,426	6,088,015	6,804,528	6,262,435
総額に占める割合	15.6	14.5	14.3	14.3	13.7	15.7	13.8

(最終決算年度から7年間)

### ③補助費等の内訳

補助費等の内訳は下のようになっています。

国や都、一部事務組合に対する負担金のように、多摩市単独では判断できないものが約半分を占め、その大半は消防やごみ処理など、市民生活に不可欠なものです。それ以外の補助金も、市民生活に関係が深く公益性のあるもので、見直しに努めているものの、短期間で大幅に削減するのは難しいのが現状です。



単位:千円

	衛生費	消防費	民生費	その他	総計
一部事務組合に対する負担金等	1,374,619	5,356	17,745	11,418	1,409,138
国都に対する負担金等	0	1,718,259	0	0	1,718,259
補助交付金(多摩市単独)	32,915	3,392	1,903,802	482,879	2,422,988
補助交付金(国都支出金を伴うもの)	0	0	96,103	169,626	265,729
その他の負担金等	2,595	25,898	9,960	93,945	132,398
その他	21,928	2,400	109,356	180,239	313,923
総計	1,432,057	1,755,305	2,136,966	938,107	6,262,435

※「一部事務組合に対する負担金等」の多くは衛生費で、主に多摩ニュータウン環境組合や東京たま広域資源循環組合への負担金で、ごみ処理のために使われました。

※「国都に対する負担金等」は主に東京消防庁に消防事務の運営を委託している経費です。

※「補助交付金(多摩市単独)」の約8割は民生費で、更にそのうちの約6割が民間保育所への安定的な運営と充実のための補助です。

## 5 基金・積立金の状況 ～多摩市の「貯金」の状況は？～

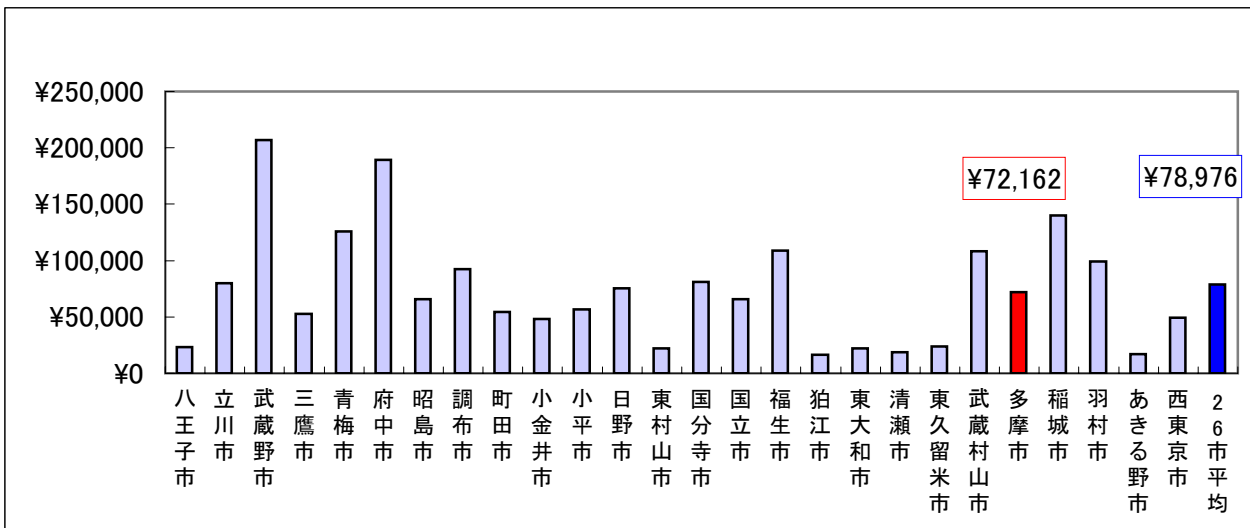
市の貯金を「基金」といいます。特定の目的のために財産を維持、または資金を積み立てるために設立された基金に対し、積み立てる経費を「積立金」といいます。財政状況が厳しくなると、積立金は減少傾向になる一方、「基金取崩し」が増加傾向になります。

平成19年度は、老朽化した庁舎対策として「庁舎増改築基金」に約2.4億円を積み立て、利子積立でも増加しましたが、給食センター改修のため1.5億、対鷗台(たいおうだい)公園用地買収0.5億など合計9.4億を取崩し、基金総額が減少する結果となりました。

### (1) 26市における基金・積立金の状況

#### ①平成19年度 26市における市民一人あたりの基金残高

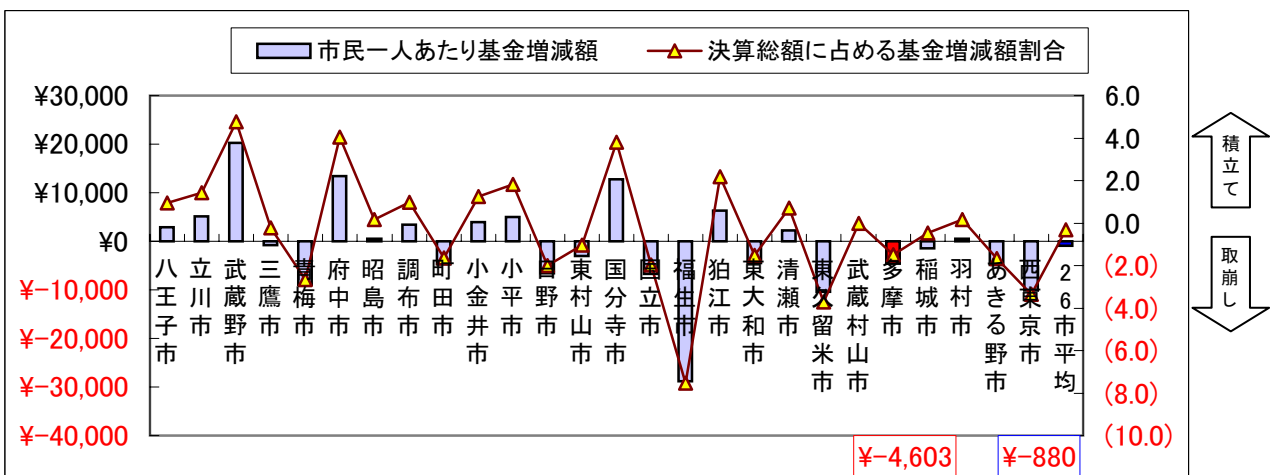
市民一人あたりの基金残高は、26市では多い方から12位とほぼ中位ですが、26市平均より少なくなりました。健全で安定した財政運営をするためには、適正な額の基金を確保することが必要です。そのためには計画的な積立が必要であり、その原則を平成20年度中には整理する予定です。



\* 積立基金・定額運用基金合計

#### ② 平成19年度 26市における市民一人あたりの基金増減額と総額に占める割合

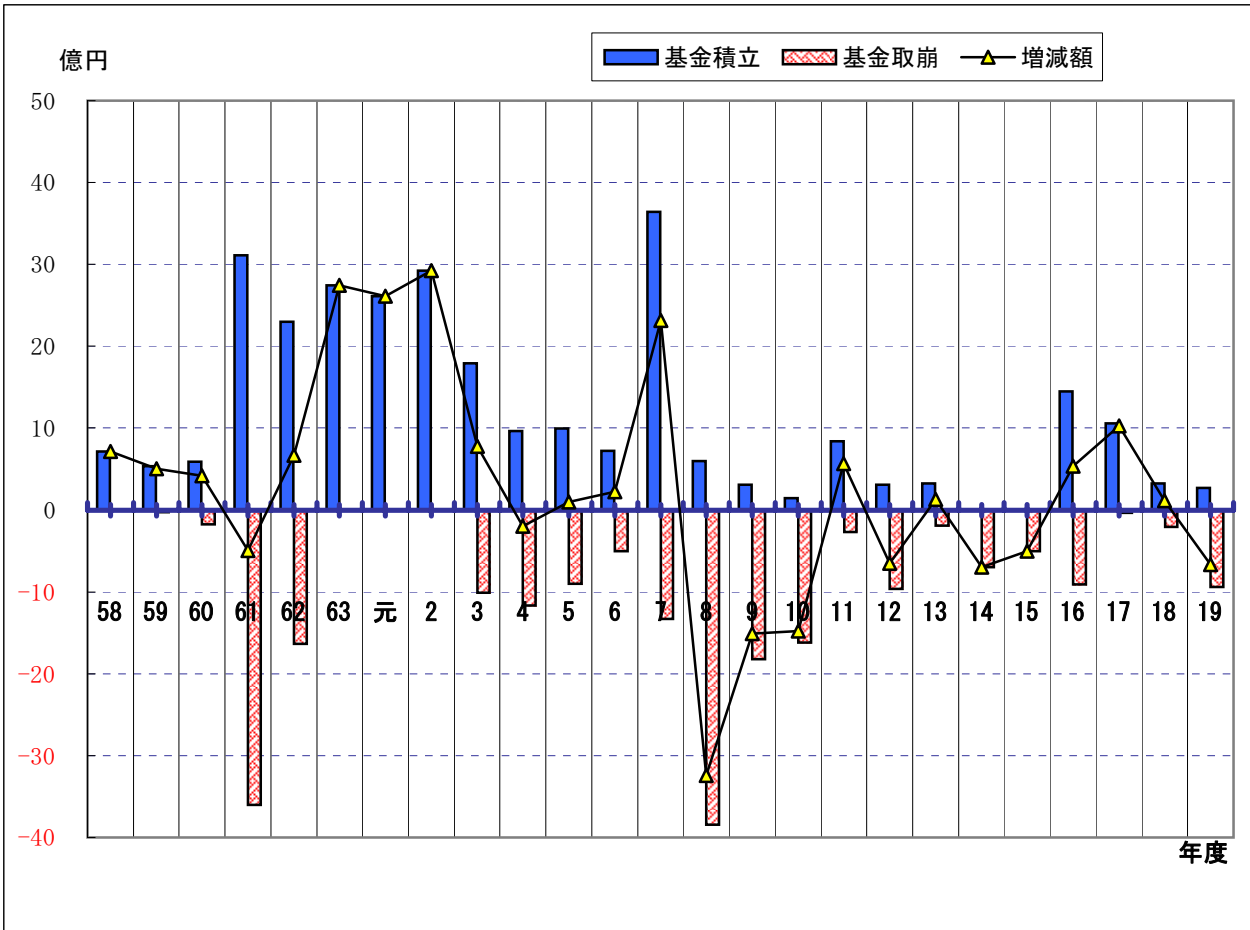
平成19年度は、庁舎増改築基金や他の基金利子などで合計約2.7億を積み立てましたが、給食センターの改修など合計約9.4億を取崩し、総額で6.7億の減、市民一人あたりで約4,600円の減となりました。



## (2) 多摩市における基金・積立金の推移

平成7年度までに積んできた基金を、平成8年度以降は取り崩している状況です。平成16年度から18年度までの3年間は取崩しより積立てを増やすことができましたが、平成19年度は再び取崩しの方が多くなっています。今後、老朽化した市の施設の更新に多くの費用が必要となりますので、経費削減に努めるのはもちろん、歳出の構造を根本的に見直す必要があります。

### ① 基金の積立と取崩状況の推移



単位: 千円

年度	13	14	15	16	17	18	19
基金積立	325,586	1,888	1,576	1,447,023	1,060,677	326,558	272,511
基金取崩	193,284	700,000	506,580	912,360	35,300	210,000	939,724

(最終決算年度から7年間)

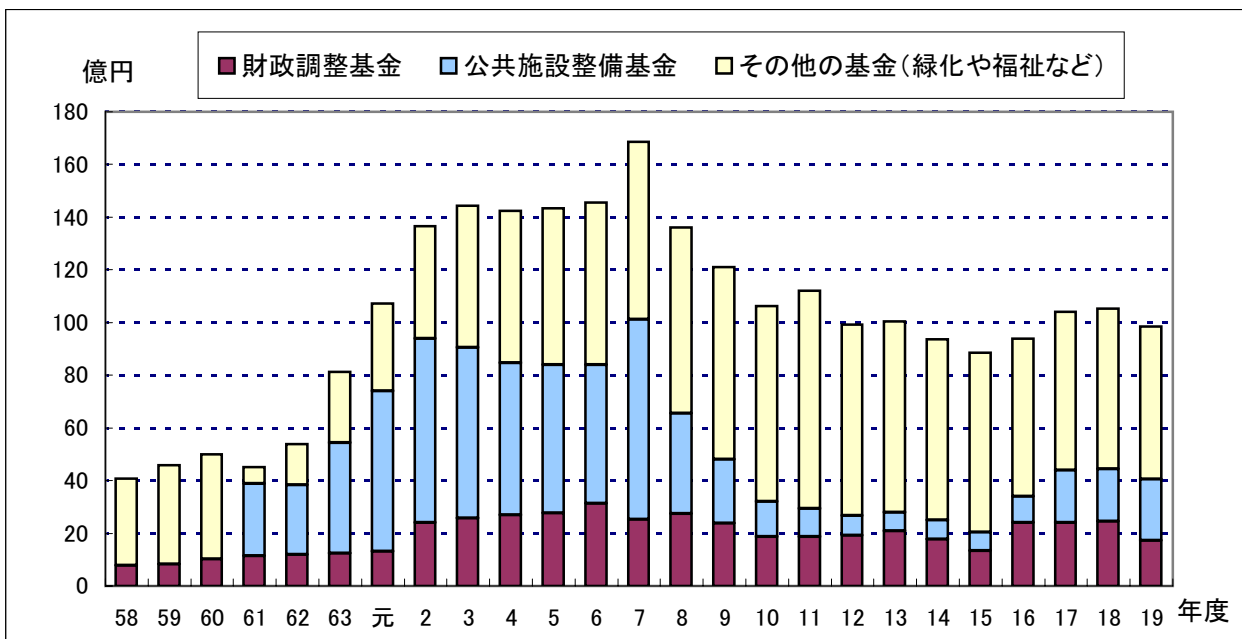
## ② 基金の内訳と推移

「財政調整基金」とは、財政状況の悪化により、財源が著しく不足する場合等に、貯金をおろし不足を補うことを目的とする基金で、いわば普通預金のようなものです。平成6年度をピークに減少傾向にあり、この数年は市税の増額により最終的に取り崩さずに済んでいましたが、19年度は再び取り崩しました。

財政調整基金は財源不足に対する年度間調整の役割を果たしますが、取崩しが数年続けば、底をつく位の残高となっており、この基金に頼らない財政構造への転換と財政運営を図っていく必要があります。

「公共施設整備基金」は本市の公共施設の整備資金に充てることを目的とする基金です。平成7年度をピークに取崩しが続いてきました。今後、教育施設を中心とした建替え、増改修、耐震補強工事等を見据え、計画的な積み立て、取崩しが必要です。

「その他の基金」は特定目的基金です。福祉基金や緑化基金等があり、継続的な事業を将来にわたり安定的に進めるための財源とする基金です。



積立基金の各年度末現在高

単位:千円

年度	13	14	15	16	17	18	19
財政調整基金	2,080,947	1,781,196	1,335,015	2,397,435	2,397,923	2,449,596	1,722,237
公共施設整備基金	707,531	707,663	707,766	990,511	1,997,952	2,000,218	2,328,247
その他の基金 (緑化や福祉など)	7,264,981	6,866,488	6,807,562	5,997,060	6,014,508	6,077,127	5,809,244
計	10,053,459	9,355,347	8,850,343	9,385,006	10,410,383	10,526,941	9,859,728

(最終決算年度から7年間)

## 6 地方債・公債費の状況 ～多摩市の「借金」の状況は？～

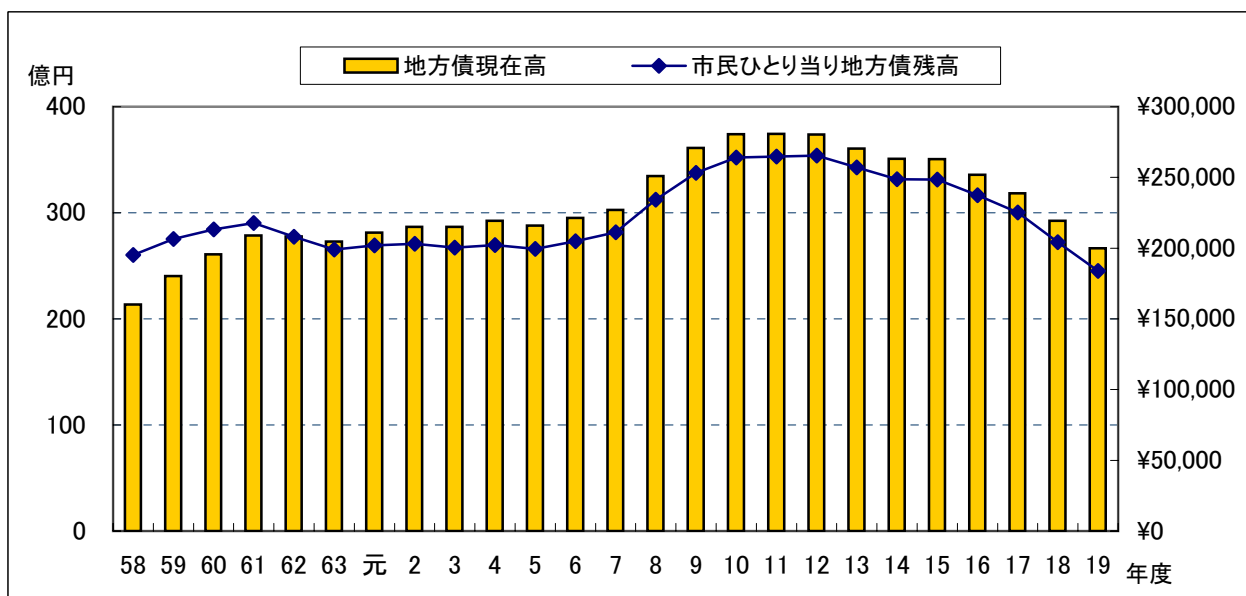
「地方債」は市の借金にたとえられます。学校をはじめとする公共施設は、将来長い間に渡って使用するものであり、将来世代にも負担を求めることが経費負担の公平と考えられることから借入れするものです。しかし、近年例外的に減税による税収不足を補う際などにも発行しています。適正な世代間負担を考慮しつつ、過剰に負担を先送りにする事のないように活用することが求められます。

地方債の活用については、利子の発生により将来に余分な負担が増えてしまうという特徴があるため、計画的に返済する一方で、極力増やさない努力を続けています。

### (1) 地方債の推移

#### ① 地方債の残高と市民ひとり当り残高

平成8年度前後に永山公民館や総合福祉センターの整備等により大幅に残高が増加しましたが、平成11年度をピークに減少傾向です。今後も抑制努力により減少傾向は続く見込みで、②で示すとおり、残高の減少に伴い公債費の支払額も減少していく見通しです。



単位：千円、円

年度	13	14	15	16	17	18	19
地方債残高	36,064,156	35,075,975	35,062,894	33,576,895	31,850,166	29,236,904	26,663,162
市民ひとり当り地方債残高	¥256,999	¥248,815	¥248,453	¥237,329	¥225,276	¥204,325	¥183,951

(最終決算年度から7年間)

#### 〔コラム〕世代間の公平負担

本来、その年度に使う経費はその年度でまかなうのが原則ですが、学校の校舎などの「ハコ物」、道路などは数十年にわたって使われ、将来世代も恩恵を受けます。

こうした建設事業に充てるお金は、将来の受益者にも負担してもらうのが公平と考えることができます。

そこで、借金をして、返済金の支払いということで将来世代も負担をする、ということをして「世代間の公平負担」といいます。

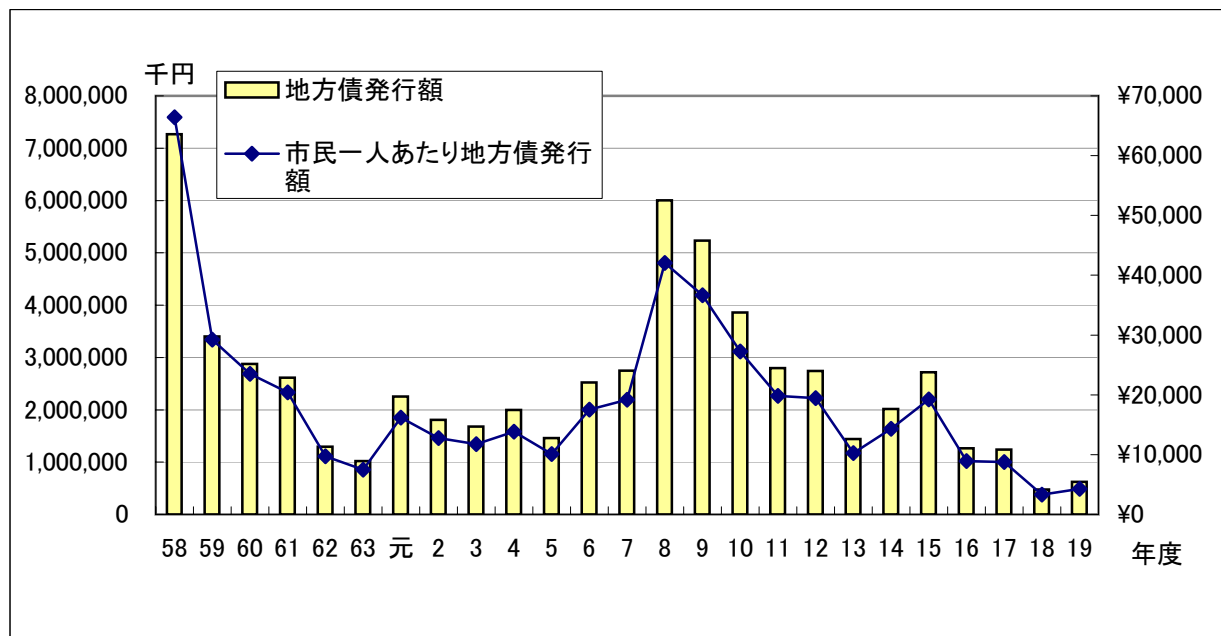
とはいえ、現役世代が借金をしすぎて、将来世代に「ツケをまわす」ことのないように、地方債は計画的な借入れと返済が重要です。

将来負担を増やさないために、多摩市は平成19年度も引き続き「臨時財源対策債」を借りませんでした。

## ② 地方債発行額と市民ひとり当たり発行額

地方債の発行額総額と市民ひとりあたり発行額の推移です。

平成18年度策定の「多摩市経営改革推進計画」において「公債費負担比率を10%以下とする」ことを定め、その範囲内での発行を行っています。



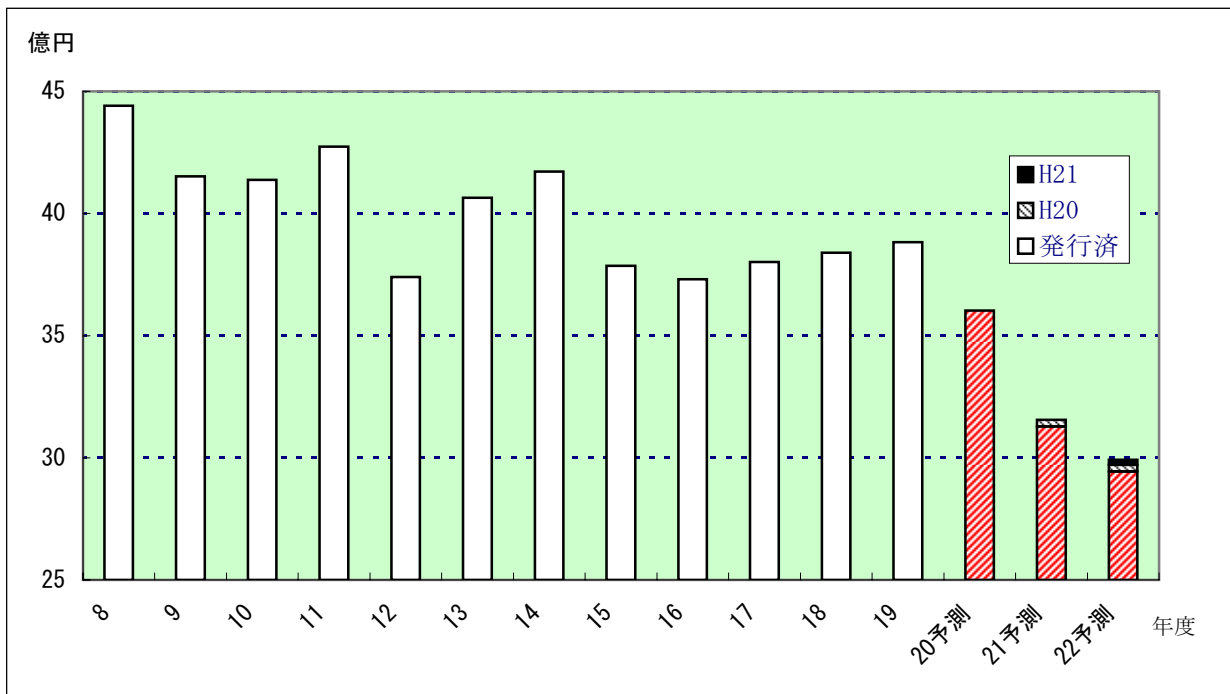
単位: 千円、円

年度	13	14	15	16	17	18	19
地方債発行額	1,441,000	2,016,600	2,715,300	1,263,800	1,241,000	477,700	621,200
市民一人あたり地方債発行額	¥10,269	¥14,305	¥19,240	¥8,933	¥8,778	¥3,338	¥4,286

(最終決算年度から7年間)

### ③ 「多摩市戦略プラン」終了年度までの公債費予測

4(5)公債費②で示した公債費の推移の最後の方を、19年度の実績値を踏まえてプラン最終年度の平成22年度予測まで延ばしてみると、20年度から急激に減少することが分かります。この予測を実現するためには、実際に地方債発行額を予定内に抑えなければなりません。達成することができれば経常経費を億単位で減少させることができ、財政の健全化につながります。



単位:百万円

年度	16	17	18	19	20予測	21予測	22予測
発行済分の公債費	3,731	3,801	3,840	3,850	3,603	3,127	2,943
H20発行予定分の公債費						21	21
H21発行予定分の公債費							33

(多摩市戦略プラン最終年から7年 平成20年度は予算額を基として一つ一部確定値で修正)

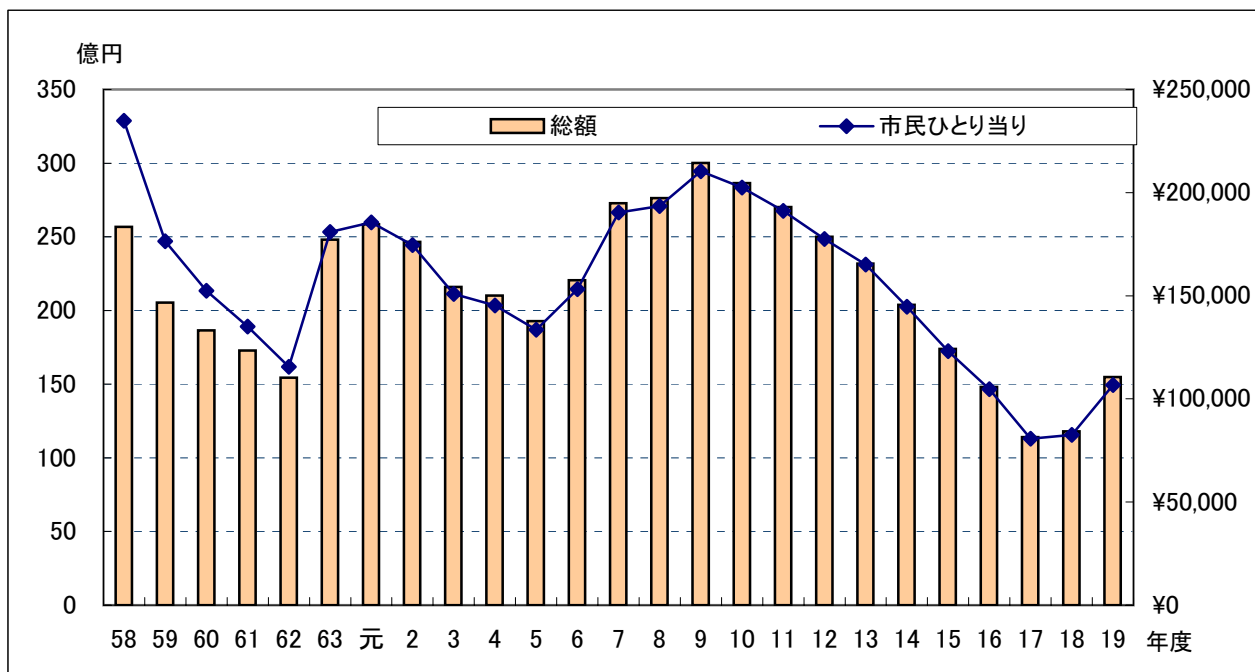
## (2) 債務負担行為の推移

### ① 債務負担行為翌年度以降支出予定額 総額と市民ひとり当り額の推移

債務負担行為はローン、分割払いに例えられ、複数年にわたり、支払いを約束することです。学校などの施設や土地の支払いを分割で行うとき、また、機器のリースなど何年か使用するものをその期間中に分割して支払う場合などに行っています。

多摩市はニュータウン整備の際に、旧日本住宅公団（現在の都市再生機構）から公共施設を債務負担行為で買い取ったため過去には非常に多かったものの、近年は解消が進んでおり減少が続いていました。

平成19年度に増加しているのは、家庭系ごみの有料化や収集方式の変更にあわせて契約のあり方を見直し、債務負担行為を設定したためです。



単位：千円、円

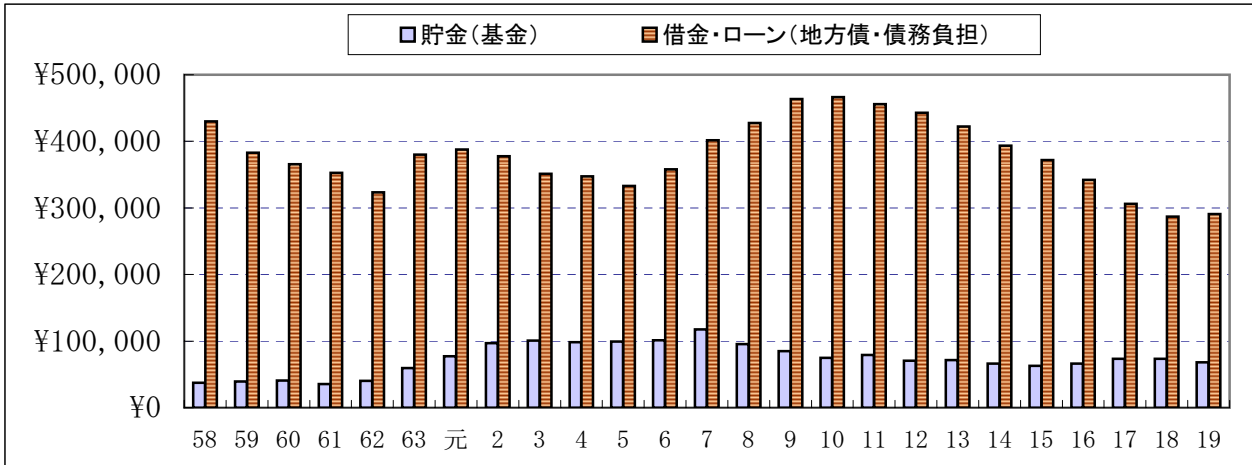
年度	13	14	15	16	17	18	19
総額	23,170,962	20,385,789	17,385,870	14,811,123	11,399,708	11,806,717	15,477,271
市民ひとり当り	¥165,120	¥144,609	¥123,195	¥104,689	¥80,630	¥82,513	¥106,779

(最終決算年度から7年間)

### (3) 市民ひとり当り「貯金」と「借金・ローン」

#### ①市民ひとり当り基金及び地方債・債務負担

平成10年度をピークに、貯金と借金・ローンの差は徐々に縮まってきています。ニュータウンの整備期など、都市の成長期にはどうしても差が大きくなる傾向がありますが、多摩市は現在成熟期を迎えており、健全な財政のためにはさらに差を縮めていくことが求められます。平成19年度は、債務負担行為の増と基金の取り崩しで、差が開く結果となりました。



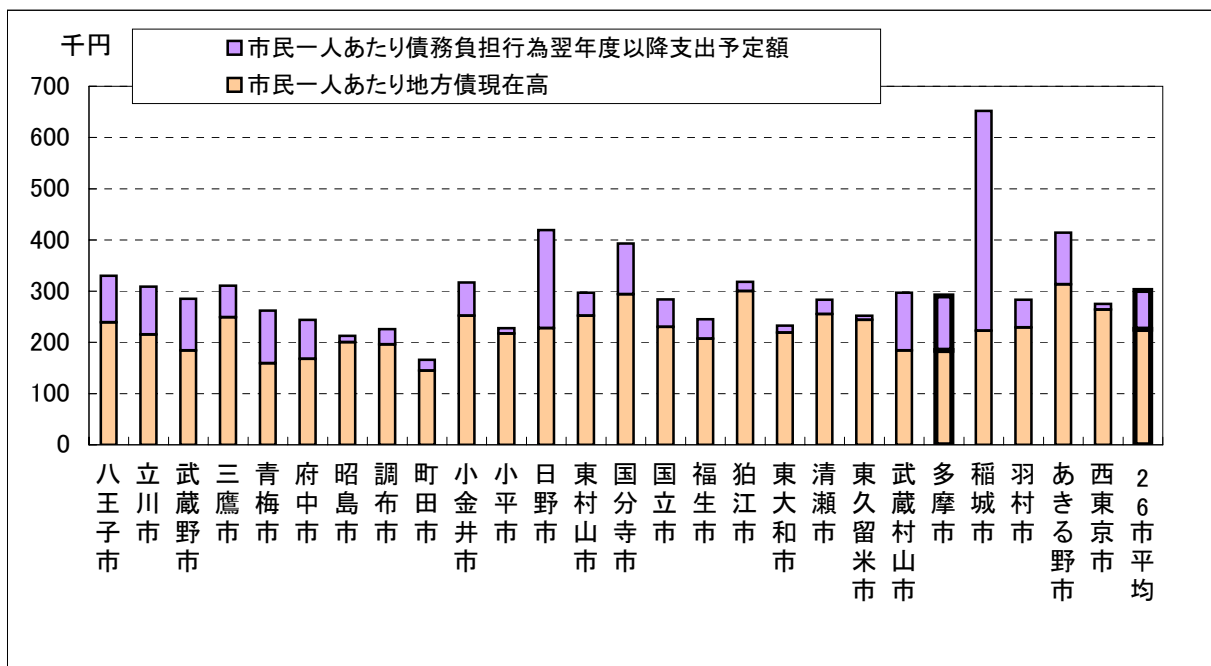
\*基金は積立て基金（5(1)の合計とは異なります）

年度	13	14	15	16	17	18	19
貯金（基金）	¥71,643	¥66,363	¥62,713	¥66,335	¥73,632	¥73,569	¥68,023
借金・ローン（地方債・債務負担）	¥422,119	¥393,424	¥371,648	¥342,018	¥305,906	¥286,838	¥290,730

（最終決算年度から7年間）

#### ② 平成19年度 26市における市民ひとり当りの借金・ローン

市民ひとり当りの借金（地方債）とローン（債務負担行為）の26市平均は301千円です。多摩市は291千円と26市中15位です。多摩市の地方債と債務負担行為は、数年来の傾向としては減少傾向ですが、平成19年度にはやや増加しました。



## 7 財政指標からみる多摩市の状況

自治体の財政状況の善し悪しを判断する目安を財政指標といいます。  
 主な財政指標として、財政力指数、経常収支比率、公債費負担比率などがあります。  
 平成19年度決算からは、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、健全化判断比率という4つの指標を算定し公表することが義務付けられました。

### (1) 財政力指数の推移

財政力指数は「豊かさの指標」ともいわれます。地方交付税法に基づいて標準的なものとして算定された基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値をいいます。

財政力指数が1以上のときは、収入額の方が需要額と比べて多い、ということでその自治体は豊かとされます。

また、財政力指数が1以上になると、普通交付税不交付団体となることから、交付税への依存の程度ともいえます。

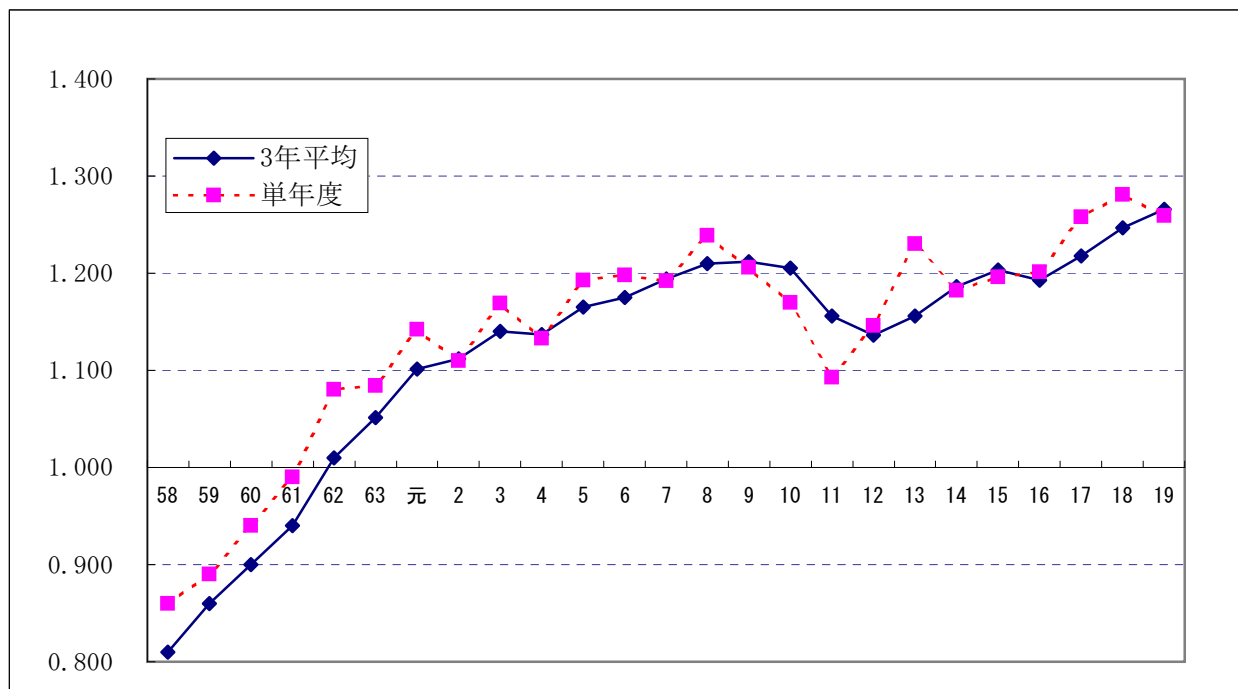
この指標は年度によって変わるので、過去3年間の平均をとるのが普通です。

※「基準財政需要額」…普通交付税の算定基礎となるもので、その自治体が標準的な行政サービスを住民に提供するのに必要な一般財源の額です。自治体が現実に支出する額ではなく、仮想の自治体を想定して、各行政分野について妥当な経費と考えられるものを積み上げて計算したいわばモデル計算です。

※「基準財政収入額」…普通交付税の算定基礎となるもので、自治体の標準的な一般財源収入額として算定された額です。

#### ① 財政力指数の推移

多摩市においては、ニュータウンの整備とともに大きく増加してきました。昭和62年度以降は、財政力指数が1を超えるとともに、普通交付税も不交付団体となっています。近年は都市として成熟期に入り、1.2の前後と高い水準で安定しています。今後は人口の高齢化の影響などが懸念されますが、当面はこの水準で推移すると思われる。



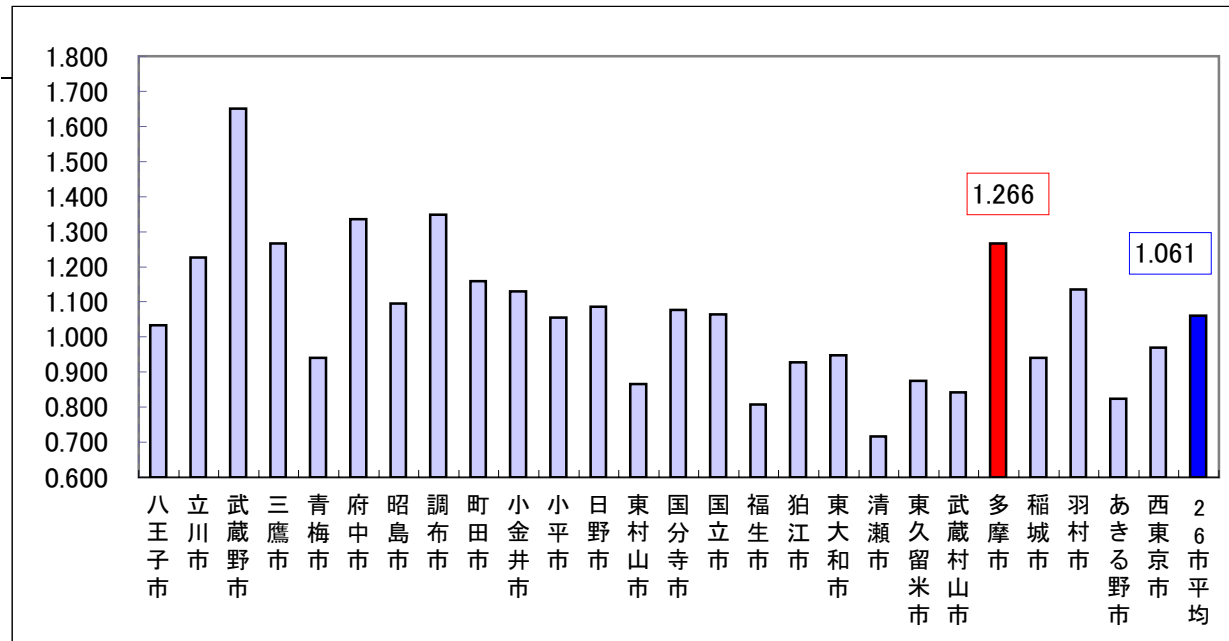
年度	13	14	15	16	17	18	19
3年平均	1.156	1.186	1.203	1.193	1.218	1.247	1.266
単年度	1.230	1.182	1.196	1.201	1.258	1.281	1.259

(平成19年度から7年間)

## ② 平成19年度 26市の財政力指数

平成19年度における多摩市の財政力指数は1.266(3年平均)です。東京都の市は全国的にも高い水準にありますが、その中でも多摩市は、26市中「5位」という高い数値にあります。

なお全国では、財政力指数が1以上の自治体は全国1,851団体(都道府県及び市町村)のうち10.2%にあたる188団体です。



## (2) 公債費に関する指標の推移

地方債(借金)や債務負担行為(ローン)は将来の負担になるものであり、将来の財政に大きく影響します。そこで、地方債を発行する場合には、将来の負担を考えて、無理なく返せるかどうかを十分見極めなければなりません。その目安としていくつかのものさし(財政指標)があります。

それが、「公債費負担比率」、「公債費比率」、「実質公債費比率」です。

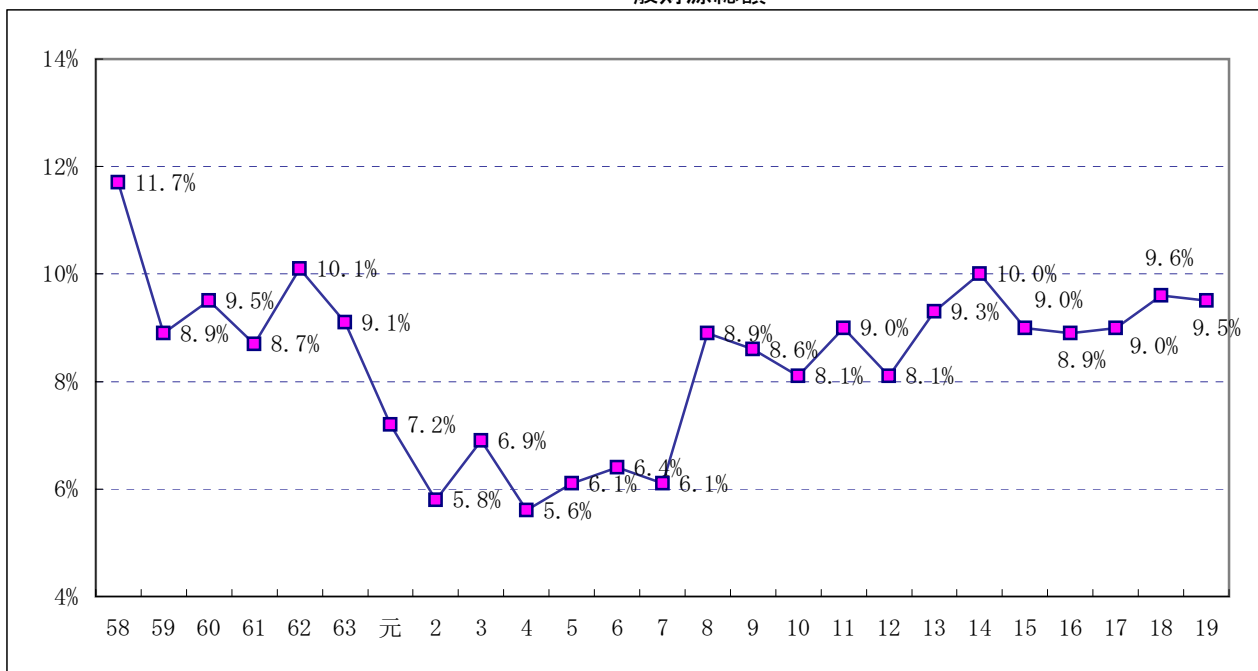
### ① 公債費負担比率の推移

公債費負担比率は、「借金の程度」です。一般財源の総額に対して、公債費(借入金の返済)にどれだけ一般財源を投入しているかの割合を示したものです。これは、財政構造の弾力性を判断する指標の1つであり、この比率が高くなると、財政悪化の兆候といえます。公債費が過度に後年度負担にならないように十分留意し、地方債に依存しない財政運営に努めなければなりません。一般的に、15%を超えると黄信号、20%を超えると赤信号と言われています。

平成19年度については、0.1ポイント下がりました。市債の発行の抑制に努めた結果、公債費自体は年々減少する見込みです。

#### ○ 計算式

$$\text{公債費負担比率} = \frac{\text{公債費充当一般財源}}{\text{一般財源総額}} \times 100$$



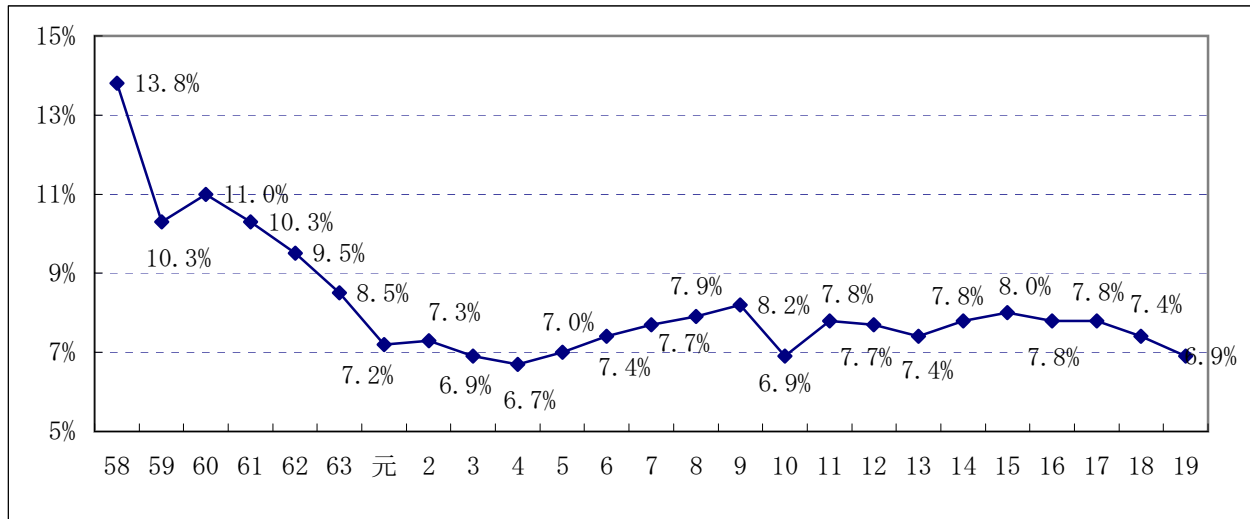
年度	13	14	15	16	17	18	19
公債費負担比率	9.3%	10.0%	9.0%	8.9%	9.0%	9.6%	9.5%

(最終決算年度から7年間)

## ② 公債費比率の推移

「公債費比率」は、毎年度の支出全体に占める公債費の額の割合から、地方債の発行(借金)の状況を判断するためのものです。この比率が高いほど、財政の硬直化が進んでいることになります。

これに関連した指標として、「実質公債費比率」が平成17年度決算から導入されましたが、平成19年度決算から算定方法を変えて健全化判断比率に組み込まれました。これについては「(4) 平成19年度 健全化判断比率等の状況」で触れています。

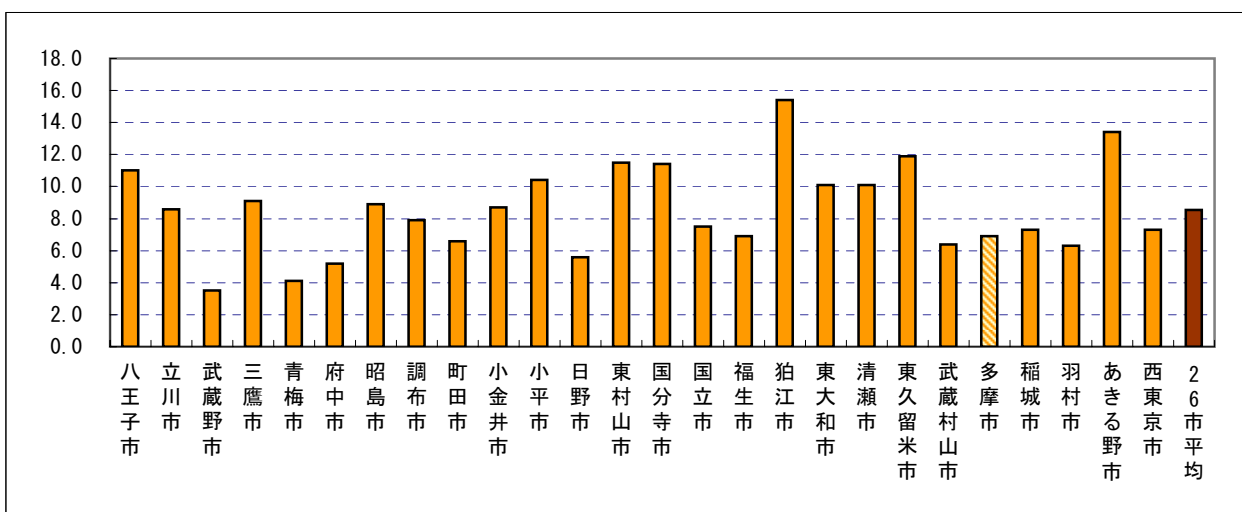


年度	13	14	15	16	17	18	19
公債費比率	7.4%	7.8%	8.0%	7.8%	7.8%	7.4%	6.9%

(最終決算年度から7年間)

## ③ 平成19年度 26市の公債費比率

平成19年度の公債費比率は26市中8位になりました。今後は更に減少する見込みです。



### (3) 経常収支比率の推移

経常収支比率は財政構造の弾力性を示すもので、自治体の「エンゲル係数」のようなものです。

市税など経常的な収入のうちどんな経費にも充てることができる一般財源(経常一般財源)がどの程度経常的な支出(経常経費)に充てられているかによって、その自治体の弾力性をみよとするものです。この率が低いほど財政はしなやかで弾力性があるということで、新しい施策に充当できる財源を多く持っているということです。

一般的に、市では75~80%程度が望ましく、これを超えると財政構造は弾力性を失いつつある黄色信号、90%を超えると赤信号といわれます。

※経常経費・・・職員の人件費、生活保護費のような扶助費、施設建設などのための過去の借入金を毎年度計画的に返済する公債費、児童館やコミュニティセンターなどの管理運営費、道路や公園などの維持管理費など、毎年度継続して支出する固定的な経費を経常経費といいます。

#### ○ 減税補てん債及び臨時財政対策債を加えた新たな計算式

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源総額} + \text{減税補てん債} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

\*減税補てん債はH18年度で終了

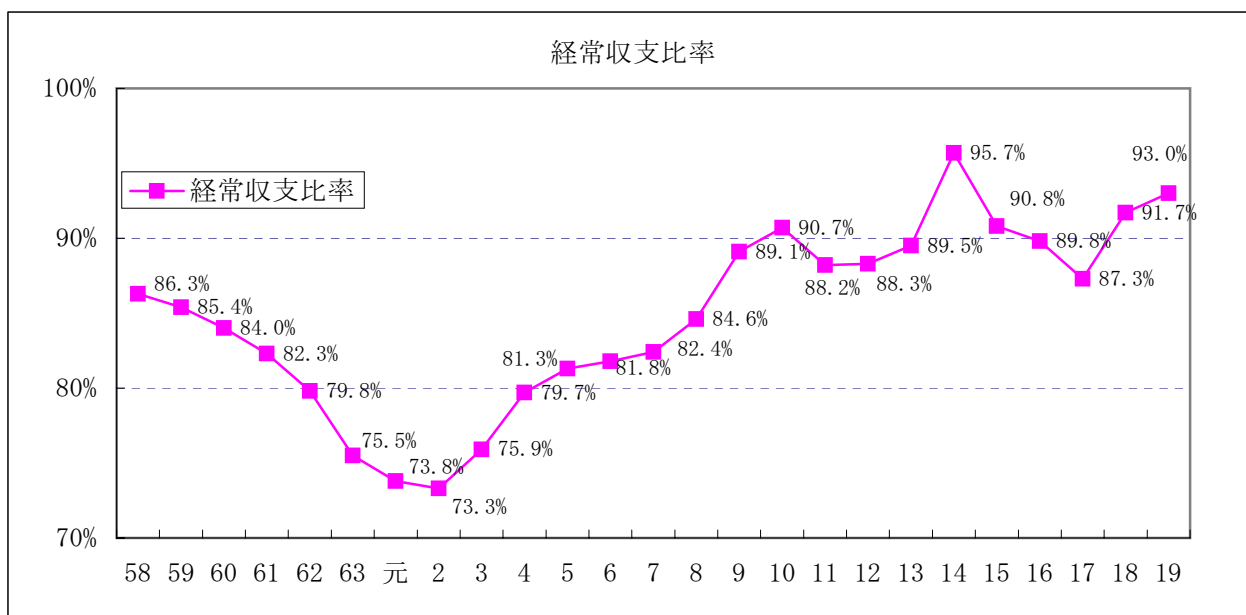
#### ① 経常収支比率の推移

多摩市の経常収支比率は、平成5年度に80%を超えて以降年々高くなり、平成14年度は95.7%と非常に高い数値を示していました。その後、再構築プランによる歳出の見直しなどにより改善に向かったものの、再び90%を超え、14年度の危機的状況に近づきつつあります。

これは、経常一般財源の伸びが鈍化し、今後は減少の傾向も見込まれているのに対し、経常経費が年々増加し、収入と支出のバランスが著しく均衡を欠いていることに起因しています。多摩市のように都市基盤の整備が進んだ都市部では、新たな建設などは減るため、経常収支比率は高い傾向となることも確かです。とはいえ、歳入が劇的に増加する見通しの困難な中で、新たな財政需要に对应していくためには、歳出の構造を変えていくことが重要です。

平成19年度の経常経費充当一般財源は、調布のごみを受け入れたことにより多摩ニュータウン環境組合の負担金が5億の減となりましたが、公共施設の維持管理費の増加、老人保健医療特別会計及び下水道事業特別会計繰出金の増、制度改正に伴う扶助費の増などがそれを上回りました。その結果、経常収支比率は93.0%という高い数値になってしまいました。

今後は、更に厳しい財政運営が予想されます。

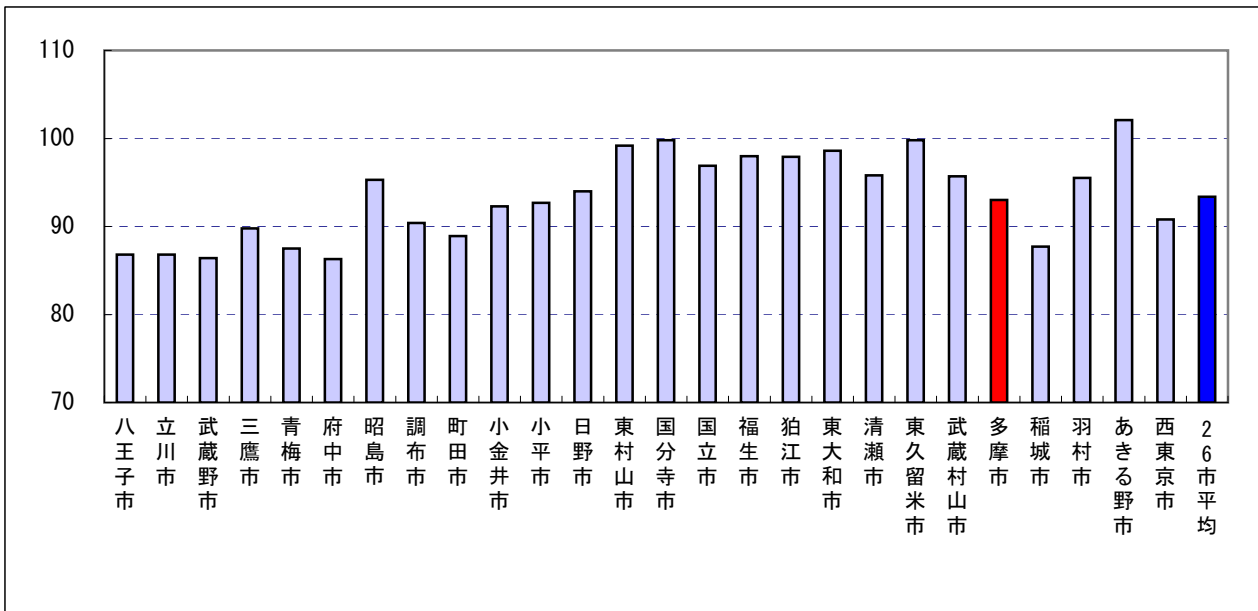


年度	13	14	15	16	17	18	19
経常収支比率	89.5%	95.7%	90.8%	89.8%	87.3%	91.7%	93.0%

(最終決算年度から7年間)

## ② 平成19年度 26市の経常収支比率

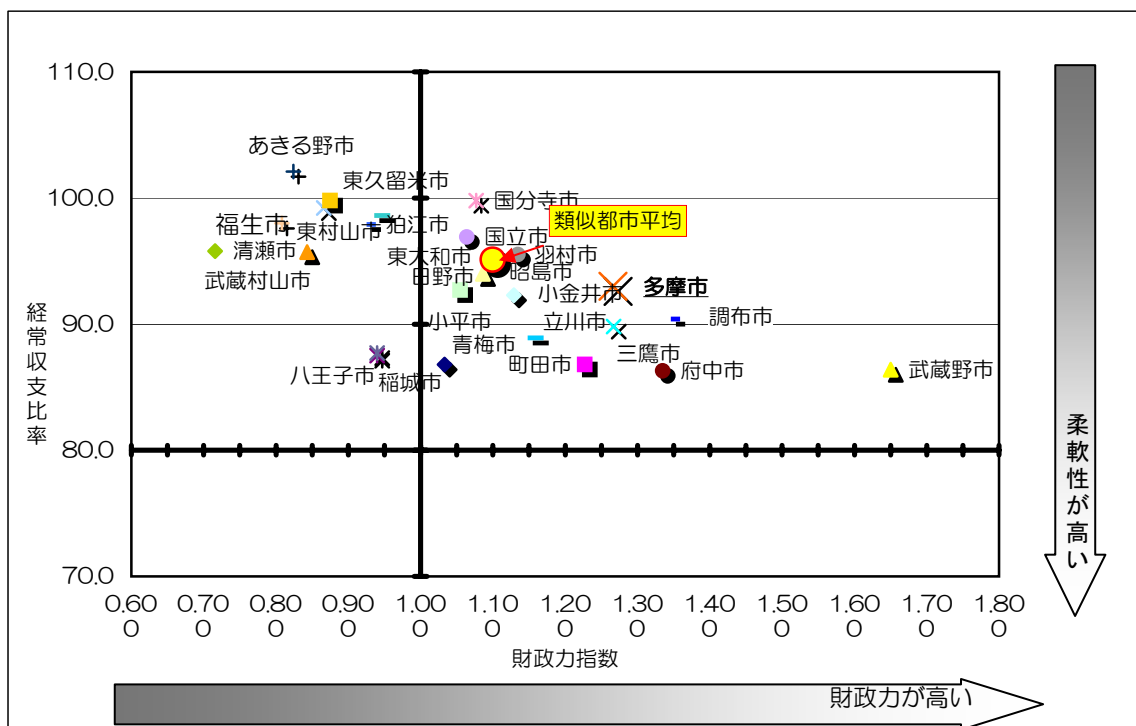
平成19年度の東京都26市の決算時点における多摩市の経常収支比率は、26市内の順位としては14位とほぼ中間です。値としては平均よりはやや良好ですが、これは大半の他市の経常収支比率が悪化したことによるものです。



## ③各市の経常収支比率・財政力指数の関係

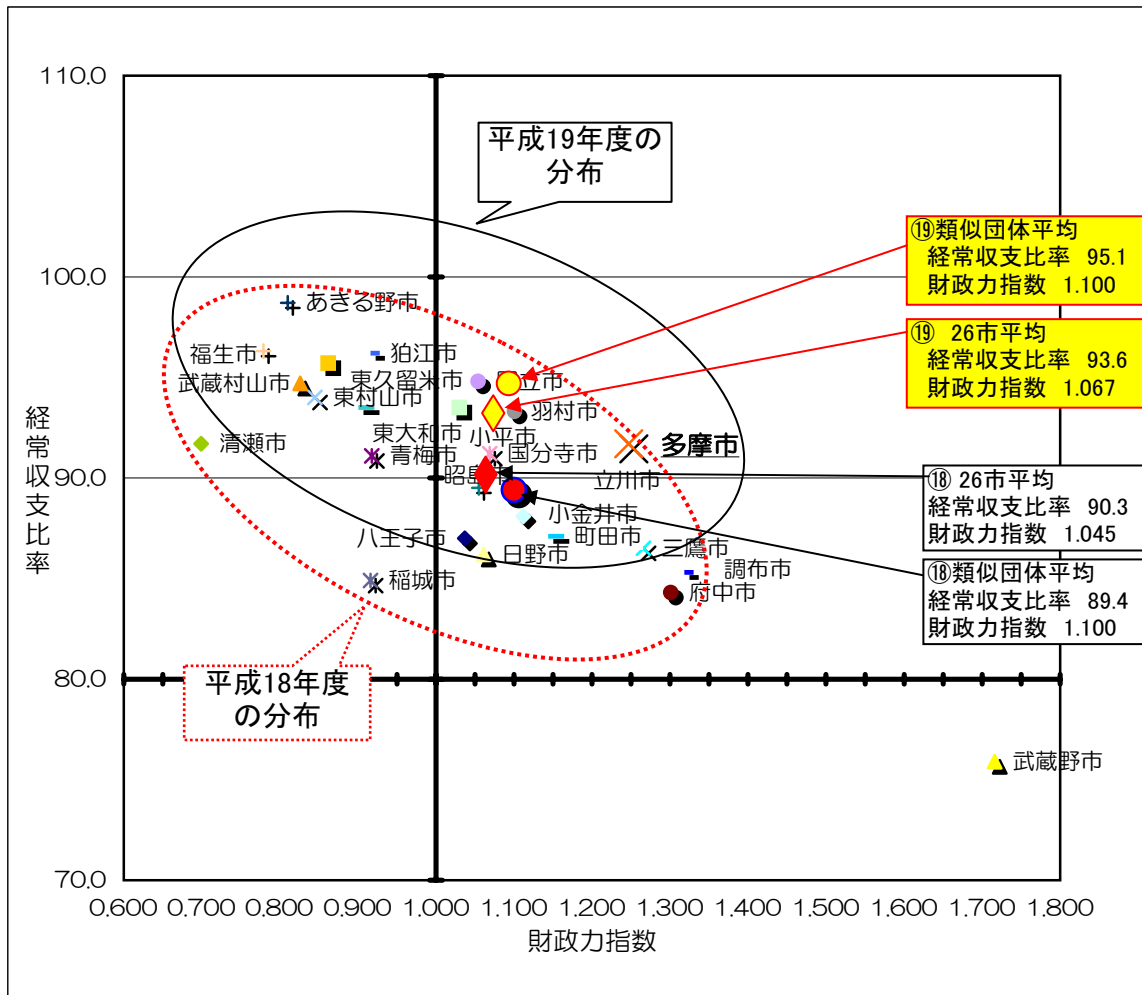
各市の経常収支比率と財政力指数を分布図で示すと、下のようになります。

多摩市は、財政力が高いのですが、経常収支比率が高く硬直化しています。多摩市の事業や施設が共に充実していることが要因のひとつです。成熟期をむかえた多摩市の個人市民税は、減少傾向となると予想されます。今後多摩市が健全さを保つためには、新たな歳入の確保策と従来の事業のあり方を見直す必要があります。



## コラム 進む硬直化

(参考)18年度の分布図に19年度の分布円を重ねた図



これは、平成18年度の経常収支比率・財政力指数の分布範囲を点線の円で、そこに平成19年度の分布範囲を実線の円で重ねて示したものです。平成19年度の円が上の方にずれていることがわかります。

平成19年度の多摩市の財政力指数（3年平均）は0.019ポイント向上し、経常収支比率は1.3ポイント悪化しました。同様に、26市平均でも財政力指数は向上しているのに経常収支比率は悪化していますし、大半の市でもその傾向が見られます。

豊かなのに硬直化し、時代の変化に柔軟に対応できなくなっている現状改善するために、歳出の構造を見直す必要があります。

### 類似団体とは

人口と産業構造が類似している地方公共団体を「類似団体」と言います。多摩市は、人口が10～15万人、第三次産業が産業人口の65%以上を占めるⅢ-3型の団体です。このグラフでは、26市のうち多摩市と同じ類似団体に該当する市の平均も示しています。

#### (4) 平成19年度 健全化判断比率等の状況

平成18年度に話題となった夕張市の破綻などを受け、平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定されました。これにより、平成19年度決算から財政指標(健全化判断比率と資金不足比率)の算定・公表が義務付けられました。

本法は、従来の地方財政再建制度の問題点を克服するため、①分かりやすい指標を作り、②普通会計以外の会計や一部事務組合、出資法人等も対象とし、③財政再生基準の前段階として早期健全化基準を設定しているという特徴があります。

平成19年度決算では算定と公表だけが義務付けされていますが、平成20年度決算からは基準以上となった場合に財政健全化計画等の計画策定義務の対象となります。

##### ① 健全化判断比率

多摩市の財政指標は、4指標全てにおいて早期健全化基準を下回っています。

(単位:%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
多摩市 算定数値	—	—	4.5	—
早期健全化基準 ※1	11.73	16.73	25.00	350.00
財政再生基準 ※2	20.00	40.00	35.00	

・この表は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則」によって定められた様式第1号を基に作成しています。

・実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載しています。

※1 健全化判断比率のうちいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を策定しなければなりません。(自主的な改善努力による健全化の段階)

※2 健全化判断比率のうちいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を策定しなければなりません。(国等の関与による確実な再生の段階)

##### ② 資金不足比率

多摩市において資金不足比率の算定対象となる特別会計は、下水道事業特別会計のみです。

下水道事業特別会計では、「資金の不足額」は生じていないため、経営健全化基準を下回っています。

	特別会計の名称	資金不足比率(%)	事業の規模
多摩市 算定数値	下水道事業特別会計	—	2,730,408千円
経営健全化基準 ※3		20.0	

・この表は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則」によって定められた様式第15号を基に作成しています。

・資金の不足額がない場合は、「—」を記載しています。

・事業の規模欄には、資金不足額の算定に用いた事業の規模について、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令」第17条第3号の規定により事業の規模(営業収益に相当する収入の額から受託工事収益に相当する額を控除した額)を記載しています。

※3 資金不足比率が、経営健全化基準以上の場合には経営健全化計画を策定しなければなりません。

### ③健全化判断比率等の概要について

#### ア. 実質赤字比率(一般会計等の実質赤字の比率)について

##### (ア) 算定方法

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 一般会計等 … 多摩市では一般会計と受託水道事業特別会計が該当
- 実質赤字額 … 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

##### (イ) 平成19年度の算定数値

「一般会計等の実質赤字額」は生じていません(実質収支額は黒字の1,005,823千円)。  
実質赤字額がないため、判断比率は「-」を記載しています。

#### イ. 連結実質赤字比率(全ての会計の実質赤字の比率)について

##### (ア) 算定方法

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額} \{(\text{イ}+\text{ロ}) - (\text{ハ}+\text{ニ})\}}{\text{標準財政規模}}$$

- 全ての会計 … 多摩市の全会計、一般会計と6つ(受託水道事業、国民健康保険、介護保険、老人保健医療、介護保険サービス事業、下水道事業)の特別会計が該当
- 連結実質赤字額 … イとロの合計額が、ハとニの合計額を超える場合の、当該超える額
  - ・イ … 一般会計及び公営企業(下水道事業特別会計)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
  - ・ロ … 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
  - ・ハ … 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
  - ・ニ … 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

##### (イ) 平成19年度の算定数値

全ての会計が黒字であり「連結実質赤字額」は生じていません。(実質収支額の合計 1,484,122千円)  
連結実質赤字額がないため、判断比率は「-」を記載しています。

#### ウ. 実質公債費比率(公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す比率)について

##### (ア) 算定方法

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- 準元利償還金 … イからホまでの合計額
  - ・イ … 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
  - ・ロ … 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
  - ・ハ … 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
  - ・ニ … 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
  - ・ホ … 一時借入金の利子

○元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

… 地方交付税法の規定により、地方債の元利償還金・準元利償還金に係る経費として普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入される額

(1) 平成19年度の算定数値

・各年度ごと(単年度)の実質公債費比率

17年度 …	10.9%	} 3か年平均	
18年度 …	2.1%		4.5%
19年度 …	0.6%		

**エ. 将来負担比率(地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率)について**

(7) 算定方法

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

○将来負担額 … イからチまでの合計額

- ・イ … 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ・ロ … 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費等に係るもの)
- ・ハ … 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
- ・ニ … 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ・ホ … 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
- ・ヘ … 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ・ト … 連結実質赤字額
- ・チ … 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

○充当可能基金額 … イからへまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

○特定財源見込額 … イから二までの償還額等に充てることができる特定の歳入見込額

○地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

… 地方交付税法の規定により、イから二までに要する経費として普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入されることが見込まれる額として総務省の定めるところにより算定した額

(1) 平成19年度の算定数値

将来負担額(イからチまでの合計額)43,017,384千円に対して、そこから差し引く「充当可能基金額+特定財源見込額+地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額」は50,402,626千円であり、計算上の分子(将来負担)がマイナスになるため、判断比率は「-」を記載しています。

## オ. 資金不足比率(公営事業ごとの資金不足の比率)について

### (ア) 算定方法

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- 資金の不足額 … (繰上充用額+支払繰延額・事業繰越額+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高) - 解消可能資金不足額
- 解消可能資金不足額 … 事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。(多摩市では資金不足額が生じていないため算定していません)
- 事業の規模 … 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

### (イ) 平成19年度の算定数値

下水道事業特別会計では、「資金不足額」は生じていません(剰余金が199,577千円)。資金の不足額がないため、資金不足比率は「-」を記載しています。

〔コラム〕 実質収支額(剰余金等)を使って財政指標を算定してみると…

財政健全化法に伴う財政指標(健全化判断比率と資金不足比率)算定において、平成19年度決算数値では、5つの指標のうち4つが「- (算定不可)」となっています。これは、「赤字額」や「将来負担額」、「資金の不足額」が生じていないためです。

仮に、各会計の実質収支額(剰余金・黒字額)等を利用して財政指標を算定してみますと

実質赤字比率	「-」	⇒	△ 3.16%
連結実質赤字比率	「-」	⇒	△ 4.66%
実質公債費比率	4.5%	⇒	変更なし
将来負担比率	「-」	⇒	△25.46%
資金不足比率(下水)	「-」	⇒	△ 7.31%

と、マイナスの指数になります。

実質赤字額や連結実質赤字比率、資金不足比率については、マイナスの数値が大きいということは、それだけ剰余金が多かったということではありますが、マイナスの数値が大きい(数値が低い)ほど良いという指標ではありません。

財政健全化法に伴う財政指標の算定は、今年度から全国で始まりました。そのため、近隣市や同一規模の市町村との比較・分析が十分にできていません。

来年度以降には、多摩市の財政指標は高いのか?低いのか?多摩市の財政状況の健全性についてお知らせできるようにしたいと思います。

(参考) 平成19年度健全化判断比率等の算定結果の詳細について

健全化判断比率・資金不足算定の計算式に、算定に用いた数値をあてはめて、各指標算定の詳細を説明します。

※健全化判断比率算定に用いる「標準財政規模」は決算統計における「標準財政規模」及び「臨時財政対策債発行可能額」の合計額になります。

ア. 実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 (繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額))}{\text{標準財政規模}}$$

$$= \frac{0 + (0 + 0)}{31,805,044} = \text{なし}$$

○一般会計等 ⇒ 多摩市では一般会計と受託水道事業特別会計が該当

○標準財政規模 31,805,044

○繰上充用額＝歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額 0  
⇒ 繰上充用は行っていない

○支払繰延額＝実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額 0  
⇒ 支払繰延額はない

○事業繰越額＝実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額 0  
⇒ 歳入不足のための事業繰越額はない

イ. 連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{(イ + ロ)が(ハ + ニ)を超える場合の、当該超える額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$= \frac{(0 + 0) - (1,284,545 + 199,577)}{31,805,044} = \text{なし}$$

○標準財政規模 31,805,044

(イ) 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、  
実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額 0

対象となる会計は一般会計と5つ(受託水道、国民健康保険、介護保険、老人保健医療、介護保険サービス事業)の特別会計。  
全ての会計において実質赤字額なし

(ロ) 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額 0  
⇒ 対象となる会計は下水道事業特別会計。資金不足額なし

(ハ) 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額 1,284,545  
⇒ 対象となる会計は上記(A)と同じ。6つの会計の実質黒字(実質収支額)の合計額

(ニ) 公営企業の特別会計のうち、資金の余剰額を生じた会計の資金の余剰額の合計額 199,577  
⇒ 対象となる会計は上記(B)と同じ。下水道事業会計の資金余剰額(実質収支額)

## ウ. 実質公債費比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \quad \text{の3カ年平均}$$

	⑰決算	⑱決算	⑲決算
○元利償還金 ⇒ 一般会計歳入歳出決算書の数値を使用	3,833,801	3,872,652	3,882,528
○準元利償還金 ⇒ 下記(イ)～(ホ)の合計額			
(イ) 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合における1年当りの元金償還金相当額 ⇒ 満期一括の地方債償還額なし	0	0	0
(ロ) 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの ⇒ 下水道事業特別会計への繰出金（地方債償還・雨水分）	187,637	189,641	174,297
(ハ) 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの ⇒ 一部事務組合組負担金のうち組合が起債した地方債の償還分	1,053,851	1,096,397	634,274
(ニ) 債務負担行為に基づく支出のうち、公債費に準ずるもの ⇒ 土地開発公社からの用地買戻し分、小中学校等の立替施行償還分	3,148,629	581,297	575,140
(ホ) 一時借入金の利子 ⇒ 一時借入金の借入なし	0	0	0
○標準財政規模	30,960,307	32,014,008	31,805,044
○特定財源 ⇒ 東京都補助金（ニュータウン財政補完）＋市営住宅使用料の一部＋元利償還金等の財源に充てたと認められる都市計画税収入額	2,550,745	2,469,534	2,289,644
○元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ⇒ 地方交付税法の規定により、地方債の元利償還金・準元利償還金に係る経費として普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入される額	2,564,774	2,652,785	2,797,177

17年度	=	$\frac{(8,223,918)}{30,960,307}$	-	$\frac{(5,115,519)}{2,564,774}$	=	10.9468
18年度	=	$\frac{(5,739,987)}{32,014,008}$	-	$\frac{(5,122,319)}{2,652,785}$	=	2.1037
19年度	=	$\frac{(5,266,239)}{31,805,044}$	-	$\frac{(5,086,821)}{2,797,177}$	=	0.6185
3カ年平均					=	4.5

## エ. 将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入見込額})}$$

○将来負担額 ⇒ 下記(イ)~(チ)の合計額

(イ)一般会計等の地方債現在高 26,912,564

⇒ 主要施策の成果説明書の平成19年度末地方債残高を使用

(ロ)債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費等に係るもの) 7,899,866

⇒ 普通会計(決算統計)の平成19年度末債務負担行為翌年度以降支出予定額のうち、地方債を原資にすることが可能なものの合計額

(ハ)一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額 897,922

⇒ 下水道特会の雨水負担分

(ニ)当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額 3,793,660

⇒ 一部事務組合組負担金のうち組合が起債した地方債の償還見込額(東京たま広域資源循環組合、多摩ニュータウン環境組合、南多摩斎場組合分)

(ホ)退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額 3,513,010

⇒ 全職員が一斉に退職したことを想定した負担見込額

(ヘ)設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額 362

⇒ 私立高等学校入学準備金貸付事業損失補償債務に係る負担見込額

(ト)連結実質赤字額 0

⇒ 該当なし

(チ)組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額 0

⇒ 該当なし

○充当可能基金額 9,871,316

⇒ 一般会計、特別会計の各基金のうち、総務省の定めるところにより算定した上記(イ)~(ヘ)の償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金残高合計額

○特定財源見込額 15,745,629

⇒ 上記(イ)~(ニ)の償還額等に充てることのできる特定の歳入見込で、東京都補助金(ニュータウン財政補完) + 市営住宅使用料の一部 + 都市計画税収入額の一部を算入

○地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 24,785,681

⇒ 地方交付税法の規定により、(イ)~(ニ)に要する経費として普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入されることが見込まれる額として総務省の定めるところにより算定した額

○標準財政規模 31,805,044

○元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入見込額 2,797,177

⇒ 地方交付税法の規定により、地方債の元利償還金・準元利償還金に係る経費として普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入される額

将来負担比率 =	$\frac{43,017,384 - (50,402,626)}{31,805,044 - (2,797,177)}$	=	なし
----------	--	---	----

## オ. 資金不足比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{(\text{繰上充用額} + \text{支払繰延額} + \text{事業繰越額} + \text{建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高}) - \text{解消可能資金不足額}}{\text{営業収益に相当する収入の額} - \text{受託工事収益に相当する収入の額}}$$

$$= \frac{(0 + 0 + 0) - 0}{2,730,408 - 0} = \text{なし}$$

※多摩市で該当となる会計は、下水道事業特別会計のみ

○繰上充用額＝歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額 ⇒ 繰上充用は行っていない	0
○支払繰延額＝実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額 ⇒ 支払繰延額はない	0
○事業繰越額＝実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額 ⇒ 歳入不足のための事業繰越額はない	0
○建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 ⇒ 該当なし	0
○解消可能資金不足額＝事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。 ⇒ 資金不足額が生じていないため算定せず	0
○営業収益に相当する収入の額 ⇒ 公営企業決算調査票（下水道事業会計）の数値を使用	2,730,408
○受託工事収益に相当する収入の額 ⇒ 公営企業決算調査票（下水道事業会計）の数値を使用	0

**「平成19年度 多摩市の財政状況」  
(決算の概要)**

印刷物番号 20-19

編集 多摩市企画政策部財政課  
〒206-8666  
東京都多摩市関戸六丁目12番地1  
TEL042(375)8111

発行 平成20年8月

印刷 庁内印刷